

平成26年9月11日(3)

開議 10時00分

○議長 磯永優二君

皆さん、おはようございます。只今の出席議員は、13名であります。

それでは、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問2日目を行います。順次、質問を許可します。

はじめに、無会派の宮田精一議員の一般質問を行います。宮田精一議員。

○12番 宮田精一君

日本共産党の宮田精一です。私は、今9月議会におきまして、通告いたしました4項目について質問いたします。市長並びに、執行部の積極的、前向きな答弁を期待いたします。

まず、最初に子ども・子育て支援新制度について質問いたします。

子ども・子育て支援新制度のスタートは、来年2015年4月からの予定であります。

しかし、保護者をはじめ保育関係者には、新制度の内容は十分に届いているとは言い難い状況であります。果たして、このままで良いのか、問題点も含めて周知すべきではないのか。こういった立場から質問したいと思います。

厚生労働省の発表によりますと、2011年4月1日現在、220万4000人であった保育所定員は、2013年4月1日には、228万8000人と8万人強増えておりますが、待機児童は、2013年10月1日現在、4万4118人と一向に減っておりません。保育の需要の高まりの背景には、夫の賃金低下によって妻も働かざるを得ないといった状況があります。

国税庁調査によりますと、民間事業所の労働者の手当、賞与を含む男性の年間給与は、1997年には577万円でしたが、2012年には502万円と75万円も低下しております。また、人口を維持するには、2.07を超える必要があると言われていた合計特殊出生率が、2013年においては、1.43となっており、このままでは労働力不足がやってくる、経済成長の為には女性を活用すべきである、女性労働を活用するには保育の受け皿拡大が不可欠である、こういった産業競争力会議をはじめとした政府内論議が行われております。

このように、ますます高まる保育需要に関して、量的な拡大は必要だがコストは極力抑えたいとの国の意向から登場したのが、子ども・子育て支援新制度における、保育政策と言えます。

新制度に関する法律、子ども・子育て支援法の創設、児童福祉法及び認定子ども園法等の改正は、2012年8月に成立いたしました。施行は消費税が10%に引き上げられる2015年4月を予定しており、その具体化作業が国及び各自治体において、急ピッチで進められております。国レベルの府省令が本年4月末に出され、現在は市町村レベルにお

いて条例化などによって、新制度具体化の審議手続きが進められております。

審議すべき事項は、1、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等の認可基準。2、給付的的確判断をするための確認制度に関する運営基準。3、保育の必要性の認定基準。4、保育料徴収基準。5、施設事業の自治体独自の補助。6、子ども・子育て支援事業計画。7、保育の利用調整に関する手順、等であります。このうち1と2は、議会審議に基づく条例化が必要になっております。

今議会において、関連議案が提出されておりますが、これには直接触れないような形で質問してまいりたいと思います。

まず、最初に子ども・子育て支援新制度というのは、一体どういった制度なのか、この点を分かりやすく説明していただきたいと思います。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

おはようございます。宮田議員さんのご質問の部分、説明の部分とですね、若干重複する部分もあろうかと思っておりますけれども、国が目指すところの新制度の制定の経過等も踏まえて、新制度の概要について説明をさせていただきます。

まず、急速な少子化の進行、子育ての孤立感と負担感の増大、議員さんのご指摘もございましたけれども、深刻な待機児童の問題などを受けまして、国は、これらの課題を解決するためには新たな仕組みを創設する必要がある、といたしまして、子ども・子育て支援法を含みます、子ども・子育て支援関連3法を平成24年8月に公布、来年27年4月から本格施行の予定となっております。この関連3法に基づく制度が、子ども・子育て支援新制度と呼ばれるものでございます。

国は、この新制度の実施のために、消費増税によります増収分を財源として活用いたしまして、質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供を行い、また、教育、保育の質的改善、保育の量的拡大、確保による待機児童の解消、地域の保育の支援を図り、さらに地域の子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。そのために大きく2点、国の方が掲げてございます。

従来、バラバラに行われておりました、幼児期の学校教育、保育、子育て支援につきまして、共通の仕組みのもとで必要な財源を確保して実施する、そのために施設型給付、地域型保育給付及び、地域子ども・子育て支援事業の創設、充実を図っていくということでございます。

大きな2点目といたしまして、その実施を推進するにあたっては、市町村が計画的に子育て基盤の整備をしていくということで、子ども・子育て支援事業計画を立てまして地域の需要を把握し、5ヶ年計画を通じて事業を推進をしていく。それと、教育、保育の利用

について居住の市町村が認定をしていって、その計画に沿って、事業所、施設等が協力を
していくということがこの新制度の概要でございます。

○議長 磯永優二君

宮田議員。

○12番 宮田精一君

私、今回この問題を取り上げるにあたって、学習会にも参加しましたし、本も読んだり
資料も読んだりしたんですが、非常に複雑な制度ですよ。ですから、これは子ども達に
とって非常に大事な制度が変わるという事ですから、保護者、そして保育関係者には、き
ちんと説明していただきたいというふうに要望しておきます。

次に、先程述べました、私の最初の方で待機児童の問題が出てまいりました。

豊前市には、現在、待機児童がいるのかどうか、いる場合には何名いるのか、この点をお
答えください。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

待機児童につきましては、県の方からですね、随時報告を求められているところではご
ざいますけれども、待機児童の方はなしというところで、報告をさせていただいておりま
す。

○議長 磯永優二君

宮田議員。

○12番 宮田精一君

これは確か、福岡市だったと思うんですが、保護者が希望する所に入れずに、別な所が
空いているから、そっちが空いているから、それは待機児童じゃないという判断とかはし
ておりませんか。その点をお答えください。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

現在、ちょっと手元に細かい規定は準備してございませんでしたけれども、国によりま
す待機児童の定義というものがございます。その定義に従って、待機児童があるのか、な
いのかというところを判断させてもらいまして、報告をしているという状況でございます。

○議長 磯永優二君

宮田議員。

○12番 宮田精一君

このあたりは、きちんと対応していただきたいというふうに思います。

それで、施行時期との関連で質問してまいりたいと思います。新制度は、消費税10%で財源を確保することを前提に、2015年4月からの本格実施が予定されております。

ところで、内閣府は8月13日に発表しました、2014年4月から6月期の国内総生産、GDP、季節調整済みの速報値ですが、物価変動の影響を除いた実質で、前期比1.7%減、年率換算で6.8%減の大きな落ち込みになったと、これ、当初、報告されました。これは後にですね、9月8日ですが、9月8日に修正されて、マイナス7.1%というふうになりました。私が思うに、これはアベノミクスの限界が見えてきたというふうに思います。

こういった中で、逆進性があり、最大の不公平税制である、消費税を引き上げるわけにはいかないのではないかと思います。予定通りに増税ができなかった場合の財源の確保と、その対処について、国とか県とか、このあたりから何らかの連絡が入っているのかどうか、この点をご答弁ください。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

財源につきましては、当初、話をさせてもらった通りですね、消費増税による増収分の国全体で約7000億円程度を確保し、その他の財源も含みまして、1兆円超の財源を確保するというので、国の方からは説明がっております。

いま議員さんの方からご説明いただきました内容も含めたところのですね、今後、財源確保がなかった場合、云々というようなところは、まだ今のところ、情報等、こちらの方には入ってきてございません。

○議長 磯永優二君

宮田議員。

○12番 宮田精一君

また、そういう情報が入りましたら、是非、お知らせいただきたいと思います。

次に、今議会には、この子ども・子育て支援新制度については、関連議案が4議案、提案されております。先程も述べましたけれども、これらの議案には触れないような形で質問いたします。

まず、施設の種類、移行の問題について、お尋ねします。

今回の新制度では、施設型給付として、認定子ども園、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型、そして幼稚園と保育園、これらが位置付けられております。地域保育給付には、定員5人以下の家庭的保育、定員が6人から19人の小規模保育、居宅訪問型保育、そして事業所内保育がありますが、これらの特徴、そして違い、この辺を分かり易くご説明ください。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

概要と言いますか、いま種類については、議員さんの方から簡単にご説明をしていただいたところですよ。

この違い、内容につきましては、今回、議案で提出をさせてもらっておりますところの確認、認可の基準の中で、そういった施設の種類についてもですね、施設ごとの違いというところが出てまいりますので、それにつきましては、文教厚生委員会、議案の説明の中で、ご説明をさせていただきたいと考えております。

○議長 磯永優二君

宮田議員。

○12番 宮田精一君

わかりました。私も傍聴できれば、文教厚生委員会の方を傍聴したいと思います。

それで、幼保連携型認定子ども園についての質問をいたします。

幼稚園機能と、保育所機能を一体化した認定子ども園は、2006年に登場しておりますが、幼稚園は文部科学省ルートで、保育所は厚生労働省ルートで、認可、指導、監督するというように煩雑であったために、2014年4月1日現在では、目標2000箇所に対して、1359箇所、これがとどまっております。

この煩雑さを解消するために、内閣府ルートで一括して事務担当する新たな制度として、改めて登場したのが、この新制度における、幼保連携型認定子ども園です。このような制度改変を通して、保育所及び幼稚園からの移行をスムーズに促そうとしております。

認定子ども園は、事業所と保護者との直接契約によって展開されるもので、これは市町村の保育実施義務の形骸化を図った政策だと思います。幼保連携型認定子ども園については、国の認可基準も新たなものになり、それに基づいて、自治体レベルでの条例化の作業が行われております。国の基準の主な問題点と、それをいかに改善すべきか、という観点から質問してまいりたいと思います。

これに関する具体的な議案というのは、今回出されていないんじゃないかと思うんですが、この問題については、若干中身まで立ち入って質問いたします。1学級の幼児数の問題について質問します。

国基準では、1学級の幼児数は35人以下となっておりますけれども、3歳児15人、4歳児20人、5歳児25人以下に、このようにすべきだという、保育関係者の声がありますけれども、この点について執行部の考え方はどうなんでしょうか、その点をお答えください。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

認定子ども園の基準ということで、お答えをさせていただいてよろしいでしょうか。

(宮田議員「はい」の声あり)

実際に、現在のところ、議員さんもご存知の通りとは思いますが、豊前市においては、認定子ども園というのが、まだ設立をされておられません。認可基準につきましては、今回、条例では勿論あげておりませんが、確認の基準というところは、条例として提案をさせていただいている状況でございます。

ただ、その認可の基準につきまして、市のレベルでそれがどうであるのかというような議論をして、それを是正するよ、というようなものではないと、認識をいたしております。

ただ、実際に、市の、豊前市内に、そういう認定子ども園というものが設立する段階で、何かそういうふうな基準等に課題等があれば、その時に必要に応じて議論をしていきたいと考えてございます。

○議長 磯永優二君

宮田議員。

○12番 宮田精一君

今、課長言われたような、そういう声が上がった場合にはですね、是非、積極的に検討していただきたいというふうに思います。

次に、子どもの食事に関する点について質問いたします。

3歳以上で、教育が4時間の1号認定の子どもの食事提供は園の判断。3歳以上で、保育が8ないし11時間の2号認定の子どもの食事は、外部搬入を容認する。3歳未満で保育が8ないし11時間の3号認定の子どもの食事は、自園調理の給食、というふうになっておると思うんですが、私は、全ての子どもに、自園方式による給食を提供すべきだと考えます。この点についての執行部の考え方をお知らせください。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

給食の提供につきましても、地域型の家庭的保育事業等の確認の基準の中に、そういう自園型であるのかどうかというふうなところを、条例の方でも制定をさせていただいております。

その中で、保育園等との、比べてどうなのかというふうなところも、実際に議論をされるのではなかろうかということで想定をしておりますので、そうなりますと、どうしても、議案等に触れてしまう部分が出てくるのではないかとというふうに、私も、いま質問を受けまして、懸念をしているところでございますので、大変申し訳ございませんけれども、

これにつきましても、そういう疑問点等、文教厚生委員会の中で、ご議論していただければと考えております。

○議長 磯永優二君

宮田議員。

○12番 宮田精一君

小学校とか中学校の給食は、自校方式であるわけですから、やはり自園方式、これを基本にさせていただきたいというふうに要望を述べておきたいと思います。

次に、園舎の問題について質問いたします。

園舎の階段は、特別な事情がある場合は、3階以上も可としておりますけれども、子どもの安全を考えた場合、2階以下にすべきだという声もあります。この点についての執行部の考え方をお聞かせください。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

大変申し訳ございません。いろいろ細かな基準というところまで、私も全て把握ができていないということではございませんで、いま議員さんのご質問された内容について、そこがどういうところで、そういうふうな基準の設定になっているのかというところまで掘り下げて存じ上げてございませんので、いまの時点で、私がそれに対してどういうふうな考えかというところが、答弁できる状況ではございませんので、申し訳ございません。

○議長 磯永優二君

宮田議員。

○12番 宮田精一君

分かりました。じゃあ、この幼保連携型認定子ども園、これに関しての最後の質問を行います。

今回、新制度を作った国の目的は、現在の幼稚園や保育園を、幼保連携型認定子ども園などに移行させ、自治体の保育の実施義務を形骸化させ、最終的には、保育の市場化を図ることにあるというふうに私は考えております。果たして、このままでよいのかと思うわけですが、法律ができた以上、法律の改正を展望しつつも従わざるをえません。

そこで質問いたします。豊前市において、現在の幼稚園や保育園から、幼保連携型認定子ども園に移行する施設というのは、それを考えている所は何箇所くらいあるのか、この点をお知らせください。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

議員さんもお存知かと思えますけれども、認定子ども園への移行というところは、公定価格であったり、あるいは、国の示しますところの認可の基準、あるいは市の方が定めます確認の基準等をもって、様々な事業所、施設がご判断されるのではないかという具合に思っております。それが1点。

後ですね、これもご存知かと思えますけれども、子ども・子育て支援事業計画の中で、27年度以降の子育て支援、これは施設の整備等も含めてになりますけれども、どういうふうに整備していくのかというところを、現在、ご議論していただいている状況でございますので、現時点で、何箇所の保育園がそういう意向を示している、云々というところが、まだご説明できる状況ではございませんので、ご了解お願いいたします。

○議長 磯永優二君

宮田議員。

○12番 宮田精一君

まだ分からない、市として、把握してないということよろしいんですか。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

申し訳ございません。説明の方が曖昧で、ちょっと分かりにくかったと思えますけれども、1つは、事業所側も、まだ判断材料がはっきりしていない点があるのではないかと、もう1つは、行政側とすれば、現在まだ支援事業計画というものを策定途中でございますので、策定の折には、計画案につきましては、議会の議決案件となっておりますので、その中で、27年度以降の子育て支援の状況について、ご説明をさせていただくということになってございますので、答弁ができかねるということでございます。

○議長 磯永優二君

宮田議員。

○12番 宮田精一君

はい、分かりました。では、次に、保育料の徴収の問題の質問をいたします。高い保育料の引き下げは、保護者からの改善要望が高い課題であります。この間、市議会といたしましても、保育料の軽減を執行部の方に図ってきたところであります。

そこで質問いたします。この新制度によって保育料が引き上げられるということがないのかどうか、この点についてご答弁をお願いいたします。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

保育料につきましては、従前どおり新制度に移行いたしましても、市が徴収をするという形になってございます。市の方が、徴収の利用者負担の設定をしてということになります。その基礎になりますのが国の基準でございます。現在、国の方が示しておる基準につきましては、現行の上限を上回らないような、というふうな基準が示されております。

ただ、市の、27年度以降の市の保育料につきましては、今後、検討をさせていただいて、またご提示をさせていただくという予定になってございます。

○議長 磯永優二君

宮田議員。

○12番 宮田精一君

新制度によって、値上げにならないように、その立場から考えていただきたいと要望しておきます。

次に、上乗せ徴収、実費徴収について質問いたします。上乗せ徴収、実費徴収は、家計状況の配慮がなされず、一律に徴収される可能性があり、低所得者の負担が、より強くなります。上乗せ徴収、実費徴収を保育料徴収基準としては、認めないようにすべきだというふうに考えますが、この点は新制度のもとでどうなるのか、この点をお答えください。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

先程の利用者負担の他に、実費徴収といたしまして、国が想定しているイメージと言いますか、につきましては、文房具費、行事費とか通園、送迎費とそういったものを上乗せ徴収として、徴収をすることも可能ですということは、想定はされてございます。

ただ、これにつきましても、今後の議論、利用者負担と同様に、今後の検討する内容でございませぬ。

○議長 磯永優二君

宮田議員。

○12番 宮田精一君

次に、滞納の問題について質問いたします。新制度のもとで、この滞納が発生した場合、現在と違ったような対応が取られるのかどうか、この点をお答えください。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

保育料の収納、徴収につきましては、利用者負担についても、現行通り市の方が徴収をするという形になっておりますので、滞納分の徴収に関して、新制度について何か変わりがあるのかということところは、現在のところは、想定はしてございません。

○議長 磯永優二君

宮田議員。

○12番 宮田精一君

保育料のこの徴収の問題について、最後の質問で、2点ほどあるんですが、それをいたします。

新制度のもとでは、保育料がバラバラになるというふうになります。一般的なサービス業の場合は、品質が高いほど高額であります。反対に安い値段の物を選ぶと、品質は価格相応の物しか期待ができません。保育でも、これと同じようなことが生じるわけです。

良い保育を受けさせようとするすると保育料が高い、保育料が安ければ、保育環境や保育内容があまり期待できないというようなイメージですね。この保育料の設定については、どうなるのか、この点をお聞かせください。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

現在の保育料の設定もそうでございますけれども、保護者の収入、あるいは世帯状況、生活保護世帯であるとか母子世帯であるとか、そういったところが基準になってございます。

ですので、一番の大本の基準は、収入所得ということになってございますので、それは市内の保育園、一律でございますので、どこどこに行ったから保育料が高いというものは、同じ市内の保育園で、同じ人がAの保育園に行ったから、例えば1万円、Bの保育園に行ったから2万円ということではございません。それで、27年度以降の国の基準につきましても、現在と同様の設定構造になってございますので、そこは変わらないと考えております。

○議長 磯永優二君

宮田議員。

○12番 宮田精一君

私が言いたかったのは、いろんな制度がありますよね。そこに一定の保育料の設定の関係を言ったつもりなんです。これはちょっと後で、また機会があった時に詳しく聞きます。お願いします。

この滞納の関係で最後の問題です。以前、これ予算決算委員会だったと思いますけれども、保育料の滞納があった場合に、保育所に徴収してもらったらどうかと、こんな意見があったかと思えます。

私は、今回、この質問をするにあたり、いろんな本とか資料を読んだわけですが、現行の法制度のもとでは、これはできないんじゃないかというふうに私は解釈いたしました。

これは、現行の制度のもとではどうなのか、そしてこれが新制度に移行した場合は、どうなるのか、この点をご説明ください。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

保育料の徴収につきましては、児童福祉法の中で、徴収という事務を、私人に委託することは禁止をされてございます。ただ、収納という事務に関しましては、一定の規定のもとであれば可能というふうな規定になってございます。

新制度においてどうかということなんですけれども、新制度において、ちょっと私の知る限りでは、徴収のこの点に新制度によってですね、どうこう変更点があるというところはないかと認識しております。

○議長 磯永優二君

宮田議員。

○12番 宮田精一君

はい、わかりました。次に、利用調整の問題についてお尋ねしたいと思います。

この新制度の本命は、認定子ども園や家庭的保育事業等といった、直接契約の保育です。にもかかわらず、利用にあたっては、当分の間、市町村は保育所、認定子ども園、または、家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定子ども園の設置者、または、家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする、児童福祉法24条3項、及び同法の73条に、これが規定されております。

保育所は、市町村の責任に基づいて実施されるものですから、従来通り市町村の利用調整するのは、これは理解できますが、直接契約の施設、事業所も、今後そういう施設ができた場合、市町村が利用調整するというふうになっております。

直接契約だと、保護者負担が、これは大きくなって大変なことになると騒がれておりましたが、今回の利用調整は、その批判をかわすための、当面の措置ではないかと私は思います。保護者の利便性からすると、これは市が調整してくれると言うから歓迎される面もあるのですが、それで、一概に利用調整すべきではないとは言えません。

しかし、これは注意すべき点があります。例えば、保育所の申し込みにあたって、認可保育所への入所希望を強く持っていて、希望園は認可保育所のみといった場合、そういうケースをちょっと想定してください。この場合、認可保育所への希望が叶えられれば、それでいいわけですがけれども、入所が厳しい場合、他の希望はありませんかとか、認定子ども園や小規模保育所ではだめですか、などと、新制度のもとに新しく創設される、子育て支援コンシェルジュ、これによる利用者支援事業によって、保育希望が誘導されてしまうという恐れがあります。

そこで質問したいと思うんですが、この利用調整についての考えは、どうなっているんでしょうか。この点を、ご答弁下さい。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

利用調整についてですけれども、今回、必要性の認定の基準に係る条例というものも、議案として上程をさせていただいております。その中で、認定、及びその利用についても、ご議論をしていただくことであるというふうに認識をしております。

ただ、利用調整、これは現在でもそうでございますけれども、市町村の方が、もしそういうふうな法の規定の中で、利用調整をするということであれば、当然、希望、状況をよく聞いて、保護者の希望に沿ったような形で、ご承諾をいただいているということが基本になるかと思っております。以上です。

○議長 磯永優二君

宮田議員。

○12番 宮田精一君

次に、子ども・子育て会議について質問いたします。

豊前市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき、平成25年12月27日、条例第42号、豊前市子ども・子育て会議条例により発足しております。

この会議は、まず、どのようなメンバーで構成されて、現在どのような論議がなされておるのか、これは報告できる範囲で結構ですから、この点をお答え下さい。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

まず、子ども・子育て会議のメンバーでございますけれども、現在16名で構成をされております。

子育て支援に関する事業に従事する方といたしまして、保育協会、あるいは幼稚園関係者、小学校関係者、それと、あと公募による保護者の代表の方4名等にも加わっていただいております。それと、障害児福祉の観点からも、それに従事する施設の方、あるいは医師会関係者等で構成をされております。

現在まで6回の会議が開催をされておまして、事業計画に係るアンケート調査結果の整理であったり、あるいは市が展開をしております、子育て支援策に関する現状分析、あるいは課題の抽出と、あと27年度以降のですね、各施策の必要量の見込み、展開の方向性などについて、ご議論をいただいているところでございます。

○議長 磯永優二君

宮田議員。

○12番 宮田精一君

わかりました。次に、施設、事業の認可基準等、特に事故の関係の問題について、質問したいと思います。

現在の認可保育所、幼稚園では、独立行政法人、日本スポーツ振興センター法に規定している、災害共済給付が受けられるようになっておりますけれども、新制度の、特に、家庭的保育事業等では、これが適用外になっていると聞いております。もし、事故が起きた場合は、これは大変心配されるところであります。

国及び市町村が認可する家庭的保育事業等においても、これ同等の扱いがなされるべきではないかと思うわけですが、ですから国レベルにおいては、これ、法律の改正を至急実施すべきだと思いますし、当面は市町村レベルで、事故補償の手立てを整備すべきではないかというふうに考えます。

現在、豊前市において、この事故の問題に関して、この法律が変わった場合、どういうふうに対応するのか、考えているのか、この点をお聞かせください。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

議員さんが、今おっしゃいました、家庭的保育等の事業に関して、そういった事故等の際の体制作りと言いますか、規定作りをどうするのかというご質問かと思っておりますけれども、現在、市の方が所管をしている新制度におきます家庭的保育事業というようなものが、現在ございません。

それで、今後、新制度に移行するに際して、そういった認可を求めてくる事業所等もあるかもしれません。やはり、その場合は、実際に制度上どういう問題があるのかということとを具体的に、そういった事業所さんとも協議をしながらということが必要かと思っておりますので、必要に応じて検討させていただきたいと考えてございます。

○議長 磯永優二君

宮田議員。

○12番 宮田精一君

そういう施設の要望が出た場合は、きちんと対応していただきたいと思います。

それで、このテーマでの最後の質問になります。豊前市では、平成13年度まで公立保育所が5園ありました。

その後1園、合河保育所が廃園、横武、黒土、三毛門の3園が民営化され、現在では公立保育所は、千束保育所1園のみであります。今回の新制度で、公私連携型保育所、及び公私連携型幼保連携型認定子ども園といったものが創設されるそうであります。市民の財

産である公立保育所を、公私連携の名のもとに安売りできるといった、法改悪がなされております。

公立保育所は、当該地域のモデル的な保育水準を維持しております。また、民間保育所にとっても、目指すべき保育水準となっております。この点からも、公立保育所の維持、発展は重要な課題であると考えます。

そこで質問いたします。唯一の公立保育所である千束保育所は、現状のまま公立として維持するのかどうか、また、今回の制度改正で出てきた幼保連携型認定子ども園、こういうふうな形に変えていくのかどうか、それとも現状のままの保育所としての機能を維持していくのか、この2点について、お答えください。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

議員のご質問は2点ということでございましたけれども、これも先程、ちょっとお答えをさせていただきましたけれども、27年度以降の豊前市におきます、子育て支援の整備を、どういうふうにやっていくのかというのを、事業計画の中でお示しをさせていただき、それについては、子ども・子育て会議の中で、現在、ご議論をいただいているところでございます。

ただ、子ども・子育て会議の中でも、新制度において、量の確保というところが、どうしても声高に言われている部分があるので、そこは懸念材料である、ですので、量的確保というのは当然、必要でありますけれども、それを優先させるのではなく、質の確保、向上というところを視点として、事業計画を組み立てていただきたい、行政にも、そういう視点で、会議を運営をしていただきたいというふうなご意見を頂戴しているところでございますので、会議の委員さん方の、そういったご意見を尊重して、量的確保は勿論でございますけれども、質の確保、向上というところを、第一義にして、子育て支援の施策について、検討を今後もしていきたいと考えてございます。

○議長 磯永優二君

宮田議員。

○12番 宮田精一君

ちょっと、いまの答弁、よく分からなかったもので、市長、今の問題で質問いたします。千束保育所、唯一の公立保育所です。これを、このまま公立として維持していくのか。それと、現在、保育所であります。今後、新しい制度、いろんな制度がありますけれども、そういった形に衣替えするのか、それとも保育所のまま継続していくのか、この点をお答えください。

○議長 磯永優二君

市長、答弁。

○市長 後藤元秀君

この点につきましては、先程、課長から答弁申し上げました中にあります。やはり質的な保育の確保というのが、もともと保育というのは、働くお母さんたちの時間を、そして、体を確保する、それを支援するということでもあります。そういう環境を保つと同時に、子どもたちを健全に育てていく、支援をするわけでございます。その支援の質を、どのようにするかということが優先でございました。

どういうタイプでどういう形でというのは、これから、私たちは、現場で働いている人たちの声も聞き、また、議会の皆さんのご意見も承りながら、方向を決めていくことになるかと思えます。現時点では、まだ白紙でございます。

○議長 磯永優二君

宮田議員。

○12番 宮田精一君

私の要望といたしましては、現状のまま公立で、保育所の機能として、残していただきたいというふうに要望を述べておきたいと思えます。

それでは、2点目の質問に移っていきたいと思えます。

2点目は、福岡県の制度を活用した、福祉制度の充実をというテーマであります。それぞれの自治体には様々な制度があります。例えば、福岡県には県の制度としてあるのに、豊前市としては制度がないとか、そういう関係であります。この中で3点ほど、県にある制度を活用したら良いんじゃないか、これによって、福祉が充実するんじゃないかという観点から質問いたします。

まず、最初に、軽度・中度等、難聴時、これ18歳までなんですが、補聴器の購入に関する助成制度、この点についてお尋ねします。

政令市を除く市町村が、これは事業主体だそうです。実施要綱は5月末に県の障害者福祉課から、市町村に送付されておるそうです。負担の割合は、県が3分の1、市町村が3分の2、これには本人負担分を含むというふうになっておりますが、これは、やりたいという市町村が手を挙げなければ、これは県は助成しないそうです。

ですから、これは、例えば医療機関、耳鼻咽喉科などが対象になるんじゃないかと思うんですが、こういった所にも働きかけて、対象者を掘り起こしながら、その地域福祉を充実させるという、そういう制度だと思えます。これには現在、取り組んでおられるの、どうか、この点をお聞かせください。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

豊前市におきましては、先程、議員さんのご説明の中にございましたけれども、本年度6月から県のそういう補助、助成事業の方が始まってございます。それ以前、県内で単独で行っていた市もあるようですけれども、豊前市においては行われておりませんでした。

現在も活用するということで、活用ができている状況ではございません。

○議長 磯永優二君

宮田議員。

○12番 宮田精一君

考え方として、この制度を豊前市としてやっていこうとか、そういう意思はありますか。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

今回の、県の助成事業の開始に伴いまして、県内、他市、他自治体において、当然、検討をされているところがあると思っております。

市におきましても、成長期におきまして、言語を含めて、必要な情報をいかに多く、また、正確に吸収をするかということは、児童にとって非常に重要な要素であるという認識をいたしております。そういった意味も含めまして、今後、県の補助事業の活用について検討をしていきたいと考えてございます。

○議長 磯永優二君

宮田議員。

○12番 宮田精一君

是非、前向きに検討して、取り組んでいていただきたいというふうに思います。

次に、住みよか事業についてお尋ねします。ちょっと時間の関係がありますんで、これ、以前、豊前は取り組んでおったと思うんですが、ちょっと内容は省きますが、現在でも実施しているのでしょうか。それと、実施していれば、その実施実績、この点をお聞かせください。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

議員さんのご認識の通りですね、住みよか事業につきましては、市の方、現在、補助事業、実施をしてございます。

24年度について、4件の実績がございます。26年度についても、180万の予算を計上させていただいているところでございます。

○議長 磯永優二君

宮田議員。

○12番 宮田精一君

はい、取り組んでいるということで、これは、是非、中身の充実を図っていただきたいと思えます。

それでこの3点目、最後ですが、県の耐震化補助制度、これについてお尋ねします。これは、私の手元にある資料では、この時点では、豊前市は取り組んでいないということでしたが、これについては、取り組む予定があるのかどうか、まず、この点をお聞きいたします。

○議長 磯永優二君

総務課長、答弁。

○総務課長 池田直明君

県の耐震化補助制度について、お答えをいたします。この制度につきましては、福岡県木造戸建住宅耐震改修促進補助事業補助金のことと考えますが、この事業につきましては、今議会に関係予算を計上させていただいているところでございます。総務委員会の方でご審議いただきたいと思えますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 磯永優二君

宮田議員。

○12番 宮田精一君

今議会で上程しているということですので、是非、今後やるということですから、中身の充実を図っていただきたいと思えます。

それでは、3番目の防災対策について、お聞きします。これ、昨日も論議になったわけですが、広島のと砂災害の関係で、その後、新聞にもいろいろ報道がなされました。

昨日の質問でも、いろいろ答弁があったわけですが、まず、最初に土砂災害警戒区域、そして特別警戒区域、これが、警戒区域が154ヶ所で、特別警戒区域が151ヶ所あるということでした。この対象地域には、何世帯、何人が住んでおられるのでしょうか。その点をお答えください。

○議長 磯永優二君

総務課長、答弁。

○総務課長 池田直明君

土砂災害警戒区域の住宅の戸数ということで、ご質問にお答えをさせていただきます。これにつきましては、現在、総数について調査中でございますが、全体で、警戒区域については546、特別警戒区域については171戸の世帯が含まれているということでございます。以上です。

○議長 磯永優二君

宮田議員。

○12番 宮田精一君

これらの地域は、いわゆる警戒、特別警戒ということですから、行政として、特別に何か防災の行政指導とか、そういう形は何かとっておられるのでしょうか。

○議長 磯永優二君

総務課長、答弁。

○総務課長 池田直明君

お答えをいたします。これにつきましては、法律に沿って、土砂災害防止法に基づきまして、都道府県が、これを、被害を受ける恐れのある場所という形で、その地形や地質、土地の利用状況等を調査し、法の基準に沿って、この土砂災害警戒区域と土砂災害特別区域を指定するわけでございます。

この指定を受けたものについては、地域防災計画で位置付けをいたしまして、自治体は、防災マップを作ったり避難訓練をしたりするというところでございます。また、住民に著しい危険がある特別警戒区域では、開発が規制され、都道府県におきましては、建物の移転を勧告できるということでございます。

これにつきましては、福岡県では、豊前市は、平成23年の3月にこの指定を受けまして、現在、福岡県全域においては、25年末に県下全域の、その作業が終わったということでございます。

私ども、現在、防災マップが22年に作成されておりまして、その分が反映されておりません。そういうことで、今回、その危険地域の方に対しては、周知を図るということで、戸別に訪問して周知を図るということで、いまその作業をしているところでございます。

また、来年度にこの防災マップの見直しを予定しているところでございます。また、現在、実施防災組織の育成強化ということで、合河、岩屋については、重点的にその組織育成について、現在、集落座談会等をお願いしている状況でございます。

○議長 磯永優二君

宮田議員。

○12番 宮田精一君

これら指定されている地域は、やはり危険だから指定されているわけですからね、やはり行政としても注意喚起を促すという点で、行っていただきたいというふうに思います。

それで、これ8月22日の西日本新聞なんですけど、土壌の問題が大きな報道をなされました。これ、農林課長がちょっと詳しいと思いますので、例えば、四国は高知と愛媛が全部、中国地方は島根県が全部、九州は鹿児島と宮崎が全部、これは、シラスとか真砂土の関係なんですけど、ここで言うと、福岡では京築がほぼすっぽり入って危ないんじゃないかというような内容の報道になっています。ちょっと時間の関係がありますので、簡単に

答弁をお願いします。

○議長 磯永優二君

農林水産課長、答弁。

○農林水産課長 中川裕次君

議員がおっしゃる通りですね、農林水産省発行の特殊土壌地帯対策の概要には、京築地域が、花こう岩風化土、いわゆる真砂土の分布地帯として指定がされております。

しかしながら、福岡県の治山担当者に確認したところ、豊前市の山地では、真砂土土壌等は確認をされておられません。研究機関発行の地質図によりますと、この地域は、デイサイト溶岩や凝灰角礫岩などの火山岩類である、安山岩が分布している地域でございます。

安山岩は、風化、分解等を受けた場合、植質の土壌を作りやすくなっております。その多くは、火山灰質土壌のように、重粘な、いわゆる赤土土壌でございます。保湿度もかなり強い性質があると言われていたところでございます。

○議長 磯永優二君

宮田議員。

○12番 宮田精一君

では、その解釈としては、豊前市では、この新聞報道されているほど心配しなくて良いのかという部分はどのようなのでしょうか。

○議長 磯永優二君

農林水産課長、答弁。

○農林水産課長 中川裕次君

特殊土壌地帯の指定にあつては、そういう特殊土壌に覆われているため、農業生産等が著しく劣っているとか、地形状、災害が生じやすいということで、都道府県の区域の全部、または一部を規制するというようになっておりますので、その一部ということで京築地域が指定されたものであろうと思います。ただ、安山岩質だからといって、やはり山間地域はですね、山が急なところが非常に多くありますので、落石とか地すべり等の警戒は必要というふうに思っております。

○議長 磯永優二君

宮田議員。

○12番 宮田精一君

国がどういう感じで指定したのか、よく分からないですけども、一応そうになっているから、十分注意はする対応で、今後、行政運営にあたっていただきたいと思います。

それで最後に、子どもの医療費無料化枠の拡大ですが、これ昨日、市長の方から、やっとなんと言いますか、やる方向という話が出ました。特に通院について。これは、中学卒業まででよろしいのでしょうか。市長、お願いします。

○議長 磯永優二君

市長、答弁。

○市長 後藤元秀君

昨日、榎本議員さんの質問にお答えいたしました通りでございます。

○議長 磯永優二君

宮田議員。

○12番 宮田精一君

この問題、私、何十回とやってまいりました。やっと、うんというふうに言っていました。

それで、課長にお聞きしたいのですが、自己負担分がある場合とない場合、これは両方想定して今後検討していくのかどうか、この点についてお答えください。

○議長 磯永優二君

市民健康課長、答弁。

○市民健康課長 向野隆裕君

おはようございます。その点につきましても、昨日、市長の方が申しました通り、両方含めて検討してまいるということでございますので、検討していきたいというふうに考えております。

○議長 磯永優二君

宮田議員。

○12番 宮田精一君

これで豊前市も、京築で、同じラインにやっとたどり着いたということですので、十分内容のある制度にさせていただいて、利用もあるようお願いいたしまして、私の質問は終わります。

○議長 磯永優二君

宮田精一議員の一般質問が終わりました。

次に、豊翔会の一般質問を行います。

最初に、安江千賀夫議員。

○3番 安江千賀夫君

豊翔会の1番バッター、安江でございます。私は老老介護の問題ほか2点について、一般質問をいたします。まず、老老介護問題の具体的な質問に入る前に、8月29日の、これは朝刊の記事に、こういう記事が載っておりましたので、少し紹介させていただきたいと思っております。

タイトルは、老老介護、届かぬSOSということで、北九州市内の自宅マンションで介護していた79歳の妻の首を絞めて殺害したとして、88歳の夫が逮捕される事件があっ

た。夫は、介護に疲れたということを警察の調べに、動機として口にしたということで、高齢者が高齢者を介護する老老介護世帯で、二人に支えの手は届かなかったと。

老老介護が増える中、介護者の生活を充実した支援が必要だと専門家が指摘するという
ことで、この記事が載っていたかもしれませんが、ちょっと中身を見てみますと、この79
歳の奥さんは、2年前に足を骨折して、高齢もあって手術を受けても良くなり、寝たき
りになり、生活が変わっていった。そういったことで、ここで書いているのは、介護で最
も大変だったのは、排せつの世話だったようだ。妻はトイレに行くときに夫を呼ぶよう
に言われていたが、自力で、一人で行こうとしたらしい。床を汚すことも度々あり、カー
ペットを洗ったり、着替えをさせたりしていると1日が終わったということで、そういつ
たことがありまして、事件直前の5月上旬に、妻の要介護認定を市のほうに申請した。

そういった中で、子どもさんが他の所に住んでいるみたいなんですが、親子で相談した
んでしょう、妻を老人ホームに入居させた。だが2日後に退去させ、家に連れ帰った。年
金暮らしでは費用が払えないというのが、その理由だったということで、記事が載ってい
ます。

この時に、事件が起こったのは、5月28日の夜半なんです、旦那さんが、これ以上
面倒を見らんかもしれないから、自分が死んだら妻はどうなるんかということで、いろ
いろ考えたら、このままもう安からに逝ってもらったほうが良いんじゃないかというこ
とで、妻の首を絞めたということで、こういった大変痛ましい事件が載っていました。特に、
88歳の高齢者が奥さんの介護を2年間もしていたという、この状況にやはり行政が手
を差し伸べることができなかったというのが、私は一番の問題だったと思うんです。

そこで、1つ目の質問ですが、昨日、この種の関連で爪丸議員さんも介護の実態の関係
で、若干質問したようですけども、昨日の福祉課長さんの答弁では、26年3月現在で、
豊前市で介護認定されている方が1466人ということで、この内に施設介護が392人
というご答弁がございましたけども、そうしますと、在宅介護は1074人ということに
なります。非常に、私はこの数を聞いて、大変多い数だなということで認識したところ
でございますけども、問題は、この新聞記事の書いているように、介護認定以前の介護問題
を抱える家庭ということの把握とか、そういった部分が、豊前市では、どうなっている
かというのを1点目にお聞きしたいと思います。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

議員さん、おはようございます。それでは、ご質問にお答えをいたします。
介護認定を受けていらっしゃる方につきましては、ケアプラン等を作成されておりますの
で、担当のケアマネージャーが家族の状況等も含めて、状況把握はきちんとできているか

と思いますけれども、議員さんのお尋ねで、介護認定の申請をまだ行っていない方につきましては、民生委員さんの訪問活動等の日常業務、あるいは高齢者見守り社会参加促進事業によりまず訪問調査、及び地域包括支援センターの相談業務などによりまして、高齢者ご本人さん、及び家庭環境等の把握に努めております。

その際、状況に応じましては、関係機関と連携を図りまして、定期的な訪問、あるいは介護認定の申請、あるいは福祉サービスの提供等、必要な支援につなげているというのが現状でございます。

○議長 磯永優二君

安江議員。

○3番 安江千賀夫君

いま課長のほうから民生委員さんとか中心としながら、そういった部分の対応に当たっているというご答弁をいただきましたけれども、実際に問題がかかっている家庭数というのは、大体把握できていますか。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

必要な、その状況が確認できた時点で、必要なサービスにつなげておりますので、そのまま残っているというようなケースについては、少ないのではないかと考えておりますけれども、正確に何件かというのは、ちょっと私のほうも把握できておりません。

ただ地域包括支援センター等から、対応困難ケース等について、相談があがってきたりということで、関係機関を集めたり、あるいは課内で協議をさせていただいたりというところは、随時させていただいております。

○議長 磯永優二君

安江議員。

○3番 安江千賀夫君

具体的な数の提示というのは、ちょっと分からないということなんですけれども、先日、私の友だちも、奥さんが寝たきりになりまして、随分これ、寝たきり状態になって長く自宅で療養されとったんですけれども、背景には、新聞事件と同じに、やはり他人の方に下の世話までしてもらいたくないという、そういった患者さんの思いと、やはり介護する人も、できるだけ自分で、できたら介護してやりたいということがあって、私の友だちも数年にわたって介護認定も受けてなくて、先日、初めて自分の手に負えないようになって、介護認定したら、要介護5だったという事例がありますので、いろんな形で状態把握には努めていると思いますけれども、その辺の介護認定された方が、もしかしたら氷山の一角で、その下に海面の見えない部分に大きな、そういった潜在部分があるとしたら、これは問題だ

ろうと思いますので、そういった部分について、今後、関係機関とも協議をしながら、より良い方向で是非やっていただきたいと思っております。

それで、いま課長さんのほうから民生委員さん中心ということで、お話がございましたけども、民生委員さんは、恐らく配置は世帯数で決まっていると思うんですけども、今どのような配置になっているんですか。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

ちょっと詳しい資料が手元にございませんで、細かい数字まではあれですけど、国で決められております、その基準に基づきまして、3年に一遍の改選がございますので、その際、県とも協議いたしまして、それと民生委員協議会のほうとも協議をさせてもらいまして、民生委員、児童委員合せましたところで66名の配置をさせていただいているというところでございます。

○議長 磯永優二君

安江議員。

○3番 安江千賀夫君

市内で66名ということですか。

(福祉課長、頷く)

分かりました。後ですね、この記事でも載っていましたように、いわゆる介護認定の具体的な方法とか期間とかいうことについて、お尋ねしますけども、市が出している豊前市の暮らし便利帳ということで見ますと、介護認定、申請してから認定まで、約1ヶ月掛るということが書いておりました。具体的にこの介護認定に向けて、どういった作業で進められるのかということと、この1ヶ月の期間ということが短くならないのかどうかということも併せてお尋ねしたいと思います。

というのが、この新聞記事では、5月の上旬に介護認定したけども、死んだ翌朝に市の担当者は実際の介護認定に向けての、いろいろ調査にお伺いするはずだったということが載っているんですね。そういうことが、私は豊前市では、ないとは思いますが、そういった内容を含めて、実際の介護認定のシステムと言いますか、そういった部分について、ちょっと分かりやすく説明をいただきたいと思います。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

今の介護認定の方法等についてのご答弁の前に、先程ちょっと誤解があつてはいけませんので、説明を付け加えさせていただきます。ご了解ください。先程の民生委員、児童委

員の数についてですけれども、豊前市全体では66名で、その内、主任児童委員が10名いらっしゃいますので、実際に高齢者等の訪問調査にあたります民生委員、児童委員につきましては、56名ということで、ご理解いただければと思います。

それでは、介護認定の手続き等について、ご答弁させていただきます。

介護認定につきましては、広域連合が、その業務を所管してございます。認定までの流れですけれども、まず申請ということで、市役所の福祉課高齢者支援係、あるいは地域包括支援センター、もしくは広域連合の豊築支部の窓口において、認定申請書の提出をしていただくこととなります。申請は、ご本人、家族のほかには民生委員さん、地域包括支援センター職員、あるいはケアマネージャー、その他関係事業所の職員によります代行申請も可能となっております。

申請書が受理をされますと、広域連合の認定調査員による訪問調査が行われ、主治医からの意見書の提出を経まして、広域連合が組織いたします介護認定審査会において審査が行われまして、介護の必要度が決定、申請者に通知されるという流れになっております。

申請書の受理から原則30日以内に、その認定結果の通知が行われることとなっております。これは一般的な事務の流れでございます。

ただ、例えば、退院を控えました末期がんの患者さんなどが退院に当たって介護認定、介護保険サービスを受けたいという場合、こういう場合は、介護認定、あるいは介護保険サービスの提供に、時間的猶予というものは許されません。このような場合は、広域連合とも連携いたしまして、相談申請から約1週間で認定が下りたというケースもございます。

それと介護認定申請は、申請日までさかのぼって認定をされることになっておりますので、認定結果が出るまでの間、必要に応じて前倒しで、ある程度のサービスを提供するという事例もございます。ですので、何れにいたしましても、まず、最初に相談を受けた段階、あるいは申請時に状況をしっかり把握をして、介護認定、サービスの提供の必要性、あるいは緊急度というのをしっかりと判断して、それに応じた臨機応変かつ的確な対応、支援が重要であるということ、関係機関全て共通認識のもと、現在、業務にあっております。議員さんの最初に言われましたような、そういったやはり悲惨な事故については、起こさないようにということで、改めて認識いたしまして、業務に当たっていきたくと考えております。

○議長 磯永優二君

安江議員。

○3番 安江千賀夫君

いま課長の答弁で、緊急性を要する部分については、1週間で認定が下がったこともあるということで、特に介護申請なり、そういう介護問題を抱える家庭の関係で、分かった場合に、早期の対応というのが一番事故を防ぐ問題解決の手法だろうと思うので、特に豊

前市では、課長が答弁しているように、緊急度も判断して、適切な対応をしているやにご答弁がございましたので、是非そういった立場で、問題把握したらすぐ動くということが悲惨な事件を起こさない鍵ともなりますので、今後とも是非よろしく願いしておきたいと思えます。

次に、これはまた新聞記事にも載っていましたが、恐らくこれは有料老人ホームと思うんですが、料金をあまり聞かないで入れて、料金を聞いたら、後でびっくりして、2日で退院されたと思うんですね。そういったことで、特に痴呆の患者さんとかいう部分もありますけども、基本的に私もいろいろ介護保険に絡む施設の関係で調査したんですけども、その中では、やはり寝たきり状態みたいな介護度になりますと、1つは、特別養護老人ホームと有料老人ホームということで、限られてくると思うんですが、特に私も団塊の世代、昭和24年生まれで、いよいよ私も65歳ということで、高齢者の仲間入りをする年代になりました。

非常にいま年金制度も支給が下がりがちで、これから団塊の世代が貰う年金は、65歳時点で、おそらく18万円くらいに下がってくると思えます。国民年金が6万円ですから、そういった年金を貰っている高齢者が有料老人ホームと特別養護老人ホームに入った場合、入所費用等について、具体的にどうなるのか、次にお聞きしたいと思えます。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

いま議員さんのほうから具体的な収入等の金額を示されて、そういう方々について、入所の費用がどうかというお尋ねでございますけれども、これ議員さんも十分ご存じかと思えますけれども、有料老人ホームにつきましても、特別養護老人ホームにつきましても、やはり施設によって差が出てまいります。それと介護保険サービスを利用するに際しましても、世帯の収入、所得、課税状況等によって、やはり差が出てまいりますので、事例を挙げて、これについて幾らかというご答弁は、ちょっと差し控えさせていただきたいと思っております。ただ各施設が出しておりますパンフレット、あるいはインターネットのほうで検索をいたしましたので、そういった概算ということでよければ、ご答弁させていただきたいと思えますので、ご了解ください。申し訳ございません。

ただ全ての施設について検索したということではございませんので、検索した部分についてのみ、お答えをさせていただきます。

まず有料老人ホームにつきましても、有料老人ホームの入所の対象者は、いずれも介護認定者ということで、ただ、その介護保険の利用料については、個々違いますので、そういう利用料を除きまして、施設によって、また同じ施設でも部屋の形態とか、介護度によって費用が異なります。月々の入所費用については8万円から12万円というような

幅があるようでございます。また入所時に一時金というところで費用が掛かる所もございますし、そうではない施設もあるようでございます。

特別養護老人ホームにつきましても、先程申しましたように、住民税の課税状況であったり、所得金額等によって変わってまいります。それとあと27年度から、また法改正に応じて、そういった施設の利用者負担についても影響が出てまいりますので、それも大まかで申しますと、これは介護保険の利用料を含めまして、月額大体6万円から13万円程度となっているようでございます。以上です。

○議長 磯永優二君

安江議員。

○3番 安江千賀夫君

課長から有料老人ホームと特別養護老人ホーム、これ課長がご指摘のように、部屋が個室かどうか、それから要介護度、それから所得ですね、いろいろそういった部分でないと、具体的な金額が出ないということですけども、私が有料老人ホームでネットで検索したところ、殆どが入居一時金が掛るということで、入居一時金も0円から多い所は数千万円というところもありますよね。月額費用も、私がネットで調べたのは、有料老人ホームは15万円から月額30万円ということで、特養の関係については、課長さんが言われたような金額なんですけども、特に今から年金が18万円くらいの世帯というのは、とても残された家族は、家庭で生活すると、有料老人ホームには、なかなかやはり現実的には、私は入れないと思うんですね。

そこで選択肢の問題として、特別養護老人ホームしか入る所はないのかなということで、これが私の実感でございますが、いま特別養護老人ホームで指定を受けている施設は、豊前市内で2箇所と申しますけども、何人くらい、これは収容できるんですか。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

2施設で130名が定員になってございます。

○議長 磯永優二君

安江議員。

○3番 安江千賀夫君

最初に私が言ったように、現在、392人施設介護されている方がいらっしゃるということですけども、いろんな病気の関係もありますから、130人くらいしか特養施設に入れられないということで、これ特養の現在の待機人員とか、どれくらい待ったら入所できるかとか、そういった部分については分かりますか。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

入所待機者の状況ですけれども、事業計画を立てるにあたって、昨年、県が調査をしてございますので、その時点での数値でお答えをさせていただきます。平成25年10月1日現在の豊前市の被保険者におきます特別養護老人ホームの待機者は、現在78名となっております。

それと、もう1点お尋ねの入所までの期間ということですが、議員さんもお承知のとおり、入所の要因につきましては、入っていらっしゃる方がお亡くなりになったとか、あるいは長期入院になるというふうなことから、新たな入所が可能になるということですが、これはもうちょっといずれの施設に関しましても、一概にどのくらいの期間でということとは、ちょっとなかなか説明し難いところかと思っております。

○議長 磯永優二君

安江議員。

○3番 安江千賀夫君

次に、要支援1から要介護2までの在宅介護をした場合、訪問と通所介護の内容とか回数とか、費用の関係について、若干お尋ねしたいと思います。これは費用の1割負担、限度額までとして、ヘルパーさんとデイサービスの回数等について、具体的にお答えいただけたらと思いますが。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

お尋ねの要支援1から要介護2までの訪問通所介護等の、どのくらい利用できるのかということですが、これにつきましても、先程、有料老人ホーム、あるいは特別養護老人ホームの費用がどのくらいかというところと、ちょっと同じような観点から、最初に誤解を招くことのないよう、お断わりをさせていただきたいと思いますが、介護保険のサービスの提供というのは、法で規定されました、議員さんのほうは上限いっぱいまでということでしたが、法では上限いっぱいまで使えるというものではございませんで、ケアプランに基づいて必要な、適正な給付を行っていくというのが前提になってございます。

また同じ介護度でも、その方の置かれている状況によって必要なサービスも異なってきますので、あくまで基本的な例として、お聞きいただければと思っておりますので、ご理解ください。

まず通所介護、訪問介護に係る介護給付としての利用可能な範囲についてですけれども、要支援1の方は基本的に介護予防通所介護につきましては週1回程度、訪問介護について

は週2回まで、要支援2の方につきましては、基本的に介護予防通所介護については週2回程度、訪問介護については週3回まで、そして要介護1及び2の方につきましては、それぞれの区分ごとの支給限度額の範囲内ということになってございます。

もう1点の利用者負担についてでございますが、利用者サービスの1割が原則となっておりますけれども、これにつきましても、所得、課税状況等によって、その上限は異なるんですけれども、利用者負担の合計が一定額を超えた場合は、申請によりまして、超えた額が高額介護サービス費として支給される仕組みになってございます。以上です。

○議長 磯永優二君

安江議員。

○3番 安江千賀夫君

いま私も課長の答弁を聞きながら、暮らしの便利帳を見ておったんですけども、在宅サービスの限度額ということで、金額だけが載っているんですけども、できたら今後この種の文章を再改定するような場合に、いま課長が言われたような要介護1だったら、どれくらいのサービスを限度内で受けられるとか、そういった部分も、やはり介護問題というのを全体的に皆さんが聞きたいのは、どういうやはり介護支援が受けられるかという具体的なところだろうと思うんで、是非その点については、今後改善をよろしく願いをしておきたいと思います。

次に、この本を見ても、介護認定の基準というのが、なかなか出てないんで、介護認定の基準というのは、どういう内容に大まかなっているのか、ちょっとお聞きしたいと思いますが。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

介護認定の基準と言いますと、結局、先程、利用方法の説明、介護認定の利用までの説明の中でございましたけれども、調査にまいます。その際に、かなりの項目について、調査員のほうが調査をさせていただきます。それと主治医の意見書を踏まえて、審査会で審査をして、ということになりますので、一概に、ちょっと私がこの場で要支援1については、こういった内容ですよというところは、なかなか説明としては、できかねると考えております。

○議長 磯永優二君

安江議員。

○3番 安江千賀夫君

ちょっと微妙な答弁でしたけども、課長、私もちょっと勉強したんですけど、要介護3といたら、介護者がいろいろ介護しなくて、殆ど寝たきり状態とみて良いんですかね。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

介護度の認定に際しては、当然、身体的な部分もございますけれども、精神的など申しますか、認知の部分もどの程度かという、両方でどうかという判断になりますので、ちょっと大変申し訳ございません。私のほうが、この場で、寝たきりであればどうかということも、やはり実際の認定でどうかということでない、誤解を招くかと思っておりますので、ちょっとそれについては、答弁を差し控えさせていただければと思います。

○議長 磯永優二君

安江議員。

○3番 安江千賀夫君

いやあのね、課長が言うように、お医者さんの所見とか、ヘルパーの意見とか、諸々総合的にして介護認定というのはされると思うんですよ。ただ、介護保険を受ける側としてみたら、概ね自分だったら、この範囲に入るなとかいうところで、やはりそこが親切丁寧な説明だろうと思うんですよ。だから専門家が知っとけば良いということでは、あり得ないわけですよ。だからそういった点について、ただし書きを付けてもよございませぬけれども、その辺も具体的な理解がいけるような範囲で、そういった部分も前びろに明らかにしていただければ、今後介護認定等をする方についても、理解がいくと思っておりますので、検討課題として、是非、今後考えていただきたいと思っております。

介護の関係では、今度改正の中で、介護分野においては、要支援1・2を対象にした現行予防給付の訪問、通所介護が市の地域支援事業に移行する旨、聞いておりますけれども、課長、ここで財源の持ち出し等は、発生しないのかどうか、お聞きしたいと思っております。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

お尋ねの予防給付の地域支援事業への移行に係る財源の問題でございますけれども、介護保険制度の改正の具体的な内容、あるいはそれに伴って発生する事務等の情報が、本当にここ最近になって、漸く県、広域連合のほうから示され出したというような現状がございます。それで、実施時期、実施方法など、今後本当に各市町村が具体的な検討を進めていく段階でございます。広域連合におきましても、構成市町村の意向、動向を今後調査をして、連合全体の事業等の積算を行うこととなるかと思っております。

それで、新たな財源の発生等については、今後どういうふうになるのかという姿が明らかになってくるかと思っております。

○議長 磯永優二君

安江議員。

○3番 安江千賀夫君

今後、精査してされるということですが、要員の配置関係とかいうのに、異動等はないですか。

○議長 磯永優二君

福祉課長、答弁。

○福祉課長 藤井郁君

すいません。ちょっと私よく聞き取れてなくて、申し訳ないんですが、人員配置等についてということですか。

(安江議員、頷く)

確かに、制度改正に伴いまして、事務の負担増というところは、現在、想定されております。先般、広域連合が構成市町村を集めて、意向等の確認がございました。その中で、他の自治体からも人員配置等の要望には応えることができるのかというご質問も出ておりました。それで、やはりこれにつきましても、当然、各市町村がどういった体制でやるのかというところの議論は、今後進めてまいりますし、広域連合としても、ではそこにどうやって手当をするのかというところを、具体的に今後議論されていくことになるかと思っております。

○議長 磯永優二君

安江議員。

○3番 安江千賀夫君

今後、改正に向けた具体的な論議をされるということですが、是非、現行の介護サービスの水準が低下しない方向で、是非対応方を1点、よろしく願いしておきたいと考えております。

次に、改正では、医療分野においても、入院医療の短縮化が打ち出されているようですが、こういった政策というのは、私は患者難民を生み出すことにならないかということで、危惧しているんですけども、この点については、どうでしょうか。

○議長 磯永優二君

市民健康課長、答弁。

○市民健康課長 向野隆裕君

お答えいたします。入院の期間につきましては、平均在院日数というのがございまして、これは、医療費の増加に影響する主な要因でございしますが、その短縮、医療費の伸びと抑制という課題で、この短縮化に向けて取り組まれているというふうな状況でございます。

今回の改訂では、特定入院、90日以上を超える部分でございしますが、その特定除外制度等の見直しがされたところでございます。

今後そういった診療報酬がどういった形で影響してくるかというのは、また今後議論されながら方向性をみて制度改正等もまた今後なされていくのではないかとというふうに考えておりますので、その動向を注視していきたいと考えております。

○議長 磯永優二君

安江議員。

○3番 安江千賀夫君

現行の病院の関係も、昔は半年、1年ということで、長期入院する方が多かったんですけど、今は1ヶ月くらいしたら、おそらく診療報酬の点数が大幅に下げられるということで、病院たらい回しというような状況も出ていますので、課長、後でも良いですから、詳細な資料が入ったら、是非ご説明をいただきたいと思います。

今この新聞記事をもとに老老介護の問題の関係につきまして、幾つか質問していきましたけども、最後に市長にお尋ねしますけども、市長は、生涯現役ということでは言っていますけども、生涯現役が光としたら、この介護の問題は陰の部分でございませう。しかし実際の高齢者の生活というのは、この光と陰を合いましたのが生活の実生活と言えらると思ひますし、そういった立場で新制度改正前について、市長のお考えを、最後にお尋ねをしたいと思います。

○議長 磯永優二君

市長、答弁。

○市長 後藤元秀君

お答え申し上げます。老老介護、大変悲惨な事件が度々起こっております。本当に悲しいことではございませうし、こういうことが豊前市では起きないようにするというのが、我々の大きな務めであらうと認識しております。

いま福祉課そして市民健康課、両課長からご答弁申し上げましたとおり、ご指摘の豊前市への移管につきましては、国や県の動き、介護保険の制度の中で、どのように取り組むべきか、しっかりと情報を精査しながら、良い形で受けられるように努力をしていきたいと思ひます。

また私が就任以来、掲げさせていただいております生涯現役社会につきまして、この陰の部分をお少くする、この時間を短くすることが健康長寿社会であらう、健康長寿づくりであらうと思ひます。何度も申し上げておりますが、生涯現役社会づくりというのは、やはり家から出て活躍の場がある、日の当たる所に皆さんが出来るようにする。そのステージをつくる。そしてそれを評価する。そういう体制をつくと同時に、そういう所に出られるような健康を維持、保持、増進できる体制を、市として、どのように取り組んでいくかというのが大きなテーマでございませう。

そういう意味では、介護、人の世話にならないで済むような、なつても軽く済むよう

な、そういう人たちが沢山いるように、できるように、健康増進につきましても、介護予防という大きなテーマがございますので、力を合せて頑張っていきたいと思います。

またこの点につきましては、住民の多くの皆さんの理解と、そして参加、さらに議会の皆さんのご理解がなければできませんので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長 磯永優二君

安江議員。

○3番 安江千賀夫君

この老老介護の関係につきまして、1点だけ課長に、これは答弁は要りませんが、お願いですけども、いま民生委員さんとかを中心に、見回り隊等をされているということですけども、具体的な簡単な介護保険の介護のサービスの内容を書いた、例えば介護110番とか、そういった簡単なパンフレットがあれば、民生委員さんとか、その他お世話される方も、理解が広まると思いますので、それからまた地域では、公民館でふれあい学級とかいうことで、これ、ふれあい学級は、なかなか実際問題を実務的な話をしてくれるということで、大変評判が良いで、千束のふれあい学級も100人前後の多くの高齢者の方がみえられているので、そういった部分を活用して、是非介護問題を特化したような形で制度改革にあわせて、そういった部分も併せて検討をお願いしまして、1点目の老老介護の問題につきまして、質問を終わりたいと思います。

次に、2点目に豊前市バスの10年後の展望について、お尋ねしますけども、ご存じのように今年の4月から、市の皆さん、大変な努力をされて、赤字幅を最小限に狭めた中で、土・休日の100円バスが、いま幸いなことに運行されている状況ですけども、その運行状況を踏まえて、現在のバスの現状と10年後、どのような展望を持たれているのかということにつきまして、まず第1点、お尋ねしたいと思います。

○議長 磯永優二君

総務課長、答弁。

○総務課長 池田直明君

お答えいたします。まずバスの現状でございますが、今年度、100円バスを実施したところでございますが、昨年からの状況を踏まえまして、利用者数は増えておるような結果が出ております。これについては、また決算委員会でも報告をしたいと思っております。

まず今年度、夏について、100円キャンペーンをやったんですが、今年は冷夏ということで、利用者数は去年並、去年は猛暑ということで、利用者が多かったんですが、今年は冷夏ということで、落ちるかなと思ったところですが、昨年並みの利用者数は確保されているようであります。

ただ利用料金のほうは、前年よりも少し落ちているという状況でございます。そういう

状況の中で、10年後の環境変化についての推計はということでございますが、まず市全体の人口の減少が予想されます。総合計画においても、2万7000人の人口が2万4000人台にまで落ちるだろうと、高齢化率については35.7%まで高まるだろうというような状況でございますが、もう1点、環境の変化という形で捉えますと、自動車免許の保有率、こういう推移を少し見ていく必要があるのではなかろうかというふうに考えております。

内閣府が出しております平成25年度のデータがありますが、それをもとに、特に女性の免許保有率で見ますと、80歳以上で4.4%の方が保有している。同じく75歳から79歳は、18.7%でございます。70歳から74歳が39.2%、70歳代以降の女性の免許保有率は40%以下と低い状況でございます。この世代の非免許保有者が市バスの主な利用者であることが推測されます。

また65歳から69歳は、59.9%、60歳から64歳が70.2%まで上昇します。50歳代になりますと、80%を超えまして、さらに下の年代になりますと、90%を超えると、非常に免許保留率が高くなってまいります。そういう状況で、これからの世代が入れ替わる10年後を予想しますと、バスを必要とする人の総数は、次第に減少する傾向にあるだろうというのが推測されるところであります。

そういう中で、10年先を展望した場合、利用者増の取り組みも必要でございますが、利用者減に対応した新たな手段も検討する必要がある時期に来ているというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長 磯永優二君

安江議員。

○3番 安江千賀夫君

いま課長から大変高齢者の方も自家用車を運転する率も上がって、人口も減るということで、現実問題で2002年の乗降が12万5000人だったわけですが、2013年には、8万8300人ということで、この10年間で約3万7000人乗降が落ちているわけですが、そういった実態を見ますと、もう1つは、バスの現状として、ずっと下降線をたどったんだけど、いま横ばい状態で、言うなら安定していると言いますか、そういったときに、やはり私は10年後を見据えた、新たな、やはり財源の枠づくりと言いますか、このことが必要だろうと思うんですね。

昨日、山崎議員がふるさと納税の関係で質問しましたが、若干、私も勉強してみますと、法人等が行った寄附金の内に、地方公共団体に対する寄附金は、全額損金算入することができるということが載っていました。簡単に言えば経費として認められるということだろうと思うんですけども、おそらくこういった関係では、受け皿の、例えば市バスの支援基金条例とかいうのも要るとは思いますけども、そういった形で、やはり今日的な状

況の中で、衣食住プラス地域生活交通の確保というのは、山間部であっても高齢者が安心して住み続けられる地域づくりになるわけですから、こういったやはり地域全体で市バスを支えていくスキームとして、どのようなことができるのかも併せて、この市バスの経営が安定している現段階において、10年後を見据えて、やはり具体的に医師会等、あるいは商工会議所の皆さんとも意見交換をしながら、こういったスキームづくりの動きを是非私は加速させていただきたいと考えておりますけれども、その点については、いかがでしょうか。

○議長 磯永優二君

総務課長、答弁。

○総務課長 池田直明君

お答えいたします。現在、コスト削減や収入増対策といたしまして、広告料収入の増収に努めているところでございます。いま安江議員さんから企業からの寄付等を募る方法など、いろいろご指導いただいたところでございます。

これについては、他の自治体の例などを参考に、今後ふるさと納税の、そういう活用もございましたし、昨日は、クラウドファンディングですか、そういう制度等の提案もございました。そういうあらゆる手法、今後大事だろうというふうに考えております。しっかり調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほど、よろしく願いいたします。

○議長 磯永優二君

安江議員。

○3番 安江千賀夫君

そろそろ私の発言時間が来たようですけども、最後に、昨年11月に公共交通の確保や維持は、国や地方の責務とする交通政策基本法が漸く成立したわけですけども、誰もが自由に移動できることを保障する交通権は、残念ながら、この基本法には盛り込まれておりません。また財源の裏付けもない不十分な内容となっている現状があるわけですけども、欧米各国の現状を若干紹介しますと、フランスでは、地元で経済活動ができるのは、公共交通など、社会基盤が整備されているお陰との考えから、企業に交通税が課されておりますし、路面電車やバスなど、地域の公共交通整備に充てられているということでございます。またドイツでは、一般財源に加え、ガソリン等の石油燃料に課す税金が公共交通支援に使われている。またイギリスでは、地域の公共交通をどう整備するのかの計画を自治体に提出され、優れた取り組みや補助する仕組みがあるそうで、大変公共交通の確保という意味では、日本まだまだ遅れているわけです。

このバスの関係につきましては、先程言いましたように、地域の中で生きていくための生活手段でございますので、是非今までバスの関係で、市が頑張ってきたのは理解します

けども、今日的な情勢を踏まえて、具体的なより良い財源確保策を近々のうちに明らかにできるように、ご努力をお願いしまして、私の発言を終わりたいと思います。

○議長 磯永優二君

安江千賀夫議員の質問が終わりました。

本日は、横武の薬師寺女性会の皆様方をはじめ、傍聴者の皆様、特に大坪区長さんについては、連日の傍聴につきまして、議会より感謝とお礼を申し上げます。

そしてお知らせでございますが、第3回目の議会報告会を11月12日から14日までと11月の21日にまた開く予定でございます。どうかふるってご参加くださいますよう、お願い申し上げまして、お礼とお知らせに代えさせていただきます。

それでは、議事運営上、ここで暫時休憩いたします。

再開につきましては、放送にてお知らせいたします。ご苦労さんでした。

休憩 11時56分

再開 13時10分

○副議長 山崎廣美君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

豊翔会の質問を続けます。岡本清靖議員。

○7番 岡本清靖君

昼から、豊翔会2番目の岡本です。一般質問について、私は3問に対して質問させていただきます。まず、最初に農業問題についてでございます。執行部の前向きな回答をよろしくお願いいたします。

いま豊前市でも、街、田舎、商店街、いろんなところで高齢化が進んでおります。またその高齢化の中で、この農業問題を取り組む人たちが多く存在しておりますが、今からの農業を守る主役としても、大規模な兼業農家、担い手農家、そして営農組合、また兼業でも小規模な農家の方々がいま点在して頑張っているわけですが、豊前市内においても農業が段々と自分の地区よりも外の地区まで出て行って、農業をされる方が多くなっております。そういった方々の支えがあり、いま農業が健在しているということになります。山間地のほうで今からの農業を考えれば、高齢化の中で、いろんなところで、その中の状況が浮かび上がると思います。段々と難しくなることだと、私があと10年先には、農業ができるのかどうなのか、そんなところがあります。

でも昔から預かった財産は守っていかなければならないのが私たちの義務でありますので、一生懸命やらせていただきますが、まずその中で、転作も同じ中で考えなければいけない問題になっております。まず転作の中では、麦、大豆、また景観作物ひまわり、そしてコスモス、またそしてソバ等が転作の対象になるようになってはいますが、まず田舎のほ

う、いま山間地のほうでソバの生産が盛んに行われておりますけども、現在この豊前市の中の転作の中で、ソバを播種、蒔いて生産している面積がどのくらいあるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○副議長 山崎廣美君

農林水産課長、答弁。

○農林水産課長 中川裕次君

ソバにつきましては、現在、今年の作付けで約6.6haでございます。岩屋地区で5.8ha、岩屋地区のちょっと上の山間地域で0.5ha、個人の方がされています。あと平坦地で0.3haの作付けとなっております。

○副議長 山崎廣美君

岡本議員。

○7番 岡本清靖君

それでは、課長、大体が山間地のほうが基準では多いということですね。

○副議長 山崎廣美君

農林水産課長、答弁。

○農林水産課長 中川裕次君

6.3haが山間地でございます。

○副議長 山崎廣美君

岡本議員。

○7番 岡本清靖君

大体、私が前にも一般質問の中で言わせていただきましたが、やはりソバを作るのには、これは、まず初めに、ほ場整備が出来、行政、そして農協JA、そして改良普及センター、こういった中に、これからの転作をどのようにかえていったら、地域のブランドとしていろんなものがあるんじゃないかというような話があがり、ソバの生産に踏み切ったんじゃないかと私は思っております。

それで岩屋地区、枝川内地区、そういった所でソバの生産に入ったんだろうと思いますが、これからのソバも、やはり地域として、この豊前市でも求菩提のブランド品として一生懸命やられておると思っています。それを守っていくために、これからどのようにしなければいけないか。これもまた高齢化しております。

その中で、まずソバを作るためには、水気は必要ないんですけども、やはり天気の様相が左右されます。だから最終的に作物を植えつけるまでに、種を蒔くまでに畑が乾いてないと播種ができない。どろどろのような田では芽が吹かない。今年も8月の盆明けぎりぎり雨が降りまして、最終的には播種が9月になりました。そういった状況になります。

また時期的に8月の盆明けで蒔くのと9月の明けで蒔くのと、また芽の出方、そして花

の付き方が非常に違ってきます。どこの時期が一番良いのかというのは、私もまだ本当にそこまで研究していないので分かりませんが、やはりその間で雨が降れば、台風があれば倒れてしまう。そういった経験の難しい作物でありますのが、これをこれから維持するために、一生懸命、これは地域としては取り組みをしておりますが、もうちょっと逆に言えば面積を増やさないと、これはブランド品の効果がないんじゃないかと私は思っています。

前に一般質問したのが、転作の中で、まだ下のほうでもそういったソバの転作が出来ないのかということで、私は質問させてもらったことがあります。その耕作放棄地の中でも、蒔かれる状態の所があるだろうと思いますが、そんなところの状況はどんなふうでしょうか。すぐそういった作物を転作できるような田畑がありますか。

○副議長 山崎廣美君

農林水産課長、答弁。

○農林水産課長 中川裕次君

耕作放棄地というのは、文字のとおり、長年作付けがされてなくて、草刈とかがされていない農地ということで、そのままの状態ですぐ作付けというのは厳しいかと思えます。ただ遊休農地、何も作付けされていない農地も耕作放棄地のほか、多数見受けられるわけですが、やはりソバは確かに肥料とか関連する経費が麦、大豆、水稻とかに比べて、安上がりな面があるわけですが、麦や大豆に比べると、どうしても収入とか国の助成が低いために、市内一円に作付けを拡大するということになると、農業所得等がかなり下がる恐れがございますので、やはり中山間地の基幹作物として推進を図っていきたいというふうに現在では考えております。

○副議長 山崎廣美君

岡本議員。

○7番 岡本清靖君

いま課長が遊休農地の関係で、それがあるといっても、やはり下のほうでは出来ない、山間地をめどにということですが、今の6.3ha、昨年もやはり出来たキロ数が岩屋だけでも400キロ、枝川内が100キロあったのかな、普段は800から900とれるキロ数がそのくらい。それでブランド化を一生懸命自分たちで守っていこうとする中で、そういったことを考えなければ、やはり下まで、ちょっとでも面積を広げていかないと、そういったところを考えていかないと、この商品のあれができないんじゃないかと思えます。

やはり求菩提ソバということで、道の駅、そしてふれあい市場、そしてト仙の郷、またそして地域にいろんな店が出ておまして、ソバを食べられる所がありますので、そういった所の人たちが、やはり地域の種をいただいてソバ粉にしてもらって、それをもってそ

の収益、皆さん方が一生懸命頑張る。道の駅でも、やはりソバ粉をやっているのが自分たち独自のソバ饅頭を作って、自分たちでその場所で売られている。そのソバ粉もできれば、求菩提の産地の物をお願いしたい。よそから、なくても、どうかそれはできないんですかというようなことを言われます。外部から買ってくるということはできないんですよ。

そうすると、やはりその地域の状況、天候の関係もありますし、そうするとやはり少しでも面積を確保する。その遊休農地の方たちが他の作物を作られているのか、作られていないのかが、今のところ私も分からないが、そういったところは課長、どんなふうですか。

○副議長 山崎廣美君

農林水産課長、答弁。

○農林水産課長 中川裕次君

何も作付けをされていない、ただ保全管理として、草を刈ったり、鋤いたりする農地もございしますが、やはりいずれはというような感じで、いろいろな思いはあろうかと思えます。ただソバについては、やはり麦とか大豆がどうしても作れないといった所で、そういう中山間地の基幹作物というふうに市のほうでは捉えています。

いま枝川内と岩屋地区の2つの地域で中心的に行っていただいておりますが、合河等の谷にも同じような条件の地域もございしますので、そういったところの遊休農地対策としても、併せて推進を図っていきたいと考えております。

ただ去年は非常に日照りの状況で、播種した後になかなか雨が降らずに、芽が出なかったという経過もあったり、また大雨で洗われたという経過もあったり、なかなか気象的に厳しい年であったと思えます。ソバについては、全国的には大体1反58キロが目安になるかと思えますが、豊前市としては、なかなかそういう反収には追い付いていない。まずそういう生産量を確保できるような対策というところに行政も関係機関と一緒にあって、地域と共に取り組んでいきたいと考えております。

○副議長 山崎廣美君

岡本議員。

○7番 岡本清靖君

いま前向きの検討で嬉しい話でございしますが、まず昨年でも、やはり採れなかった量に対して、行政側としては、どんふうな思い方をされているか、ちょっとお聞きしますが。

○副議長 山崎廣美君

農林水産課長、答弁。

○農林水産課長 中川裕次君

我々も、1つひとつの補助を把握したわけではございませんが、やはり排水条件が悪い田であったり、日当たり等が悪い田といったようなところで、ソバが作られているといったようなところもあって、まずそういったところの改善を図っていくというのが必要だろ

うと思っています。

○副議長 山崎廣美君

岡本議員。

○7番 岡本清靖君

ですから、もう少し合河のほうにもあるとは言いましたけども、求菩提の種でとれた、地元の種で外部に蒔く。下のほうで採った種をまたそこで蒔くんじゃなく、常に循環で、求菩提の種は下でも蒔いて、そこは実にしてしまう。常に地元で採れる岩屋、合河でも山間地のほうで採れる種は常に残しておく。それを常に播種してまわる。

そういった考え方で、やはり下のほうの種だったら、常に交配してしまっていて、いろいろなものがあるかもしれませんから、そんなところで無理のない形を考えて、やはり地域を限定して求菩提の近く、合河の岩屋のほう、夫婦木、それから経読岳の下とか、そういった所の種を使うという感じで、私は播種できればいいんじゃないかと思っておりますが、そういうことでは、どんなふうですか。

○副議長 山崎廣美君

農林水産課長、答弁。

○農林水産課長 中川裕次君

現在、枝川内営農組合と岩屋営農組合のほうで、求菩提そば生産協議会をつくっていただいておりますので、外部で作られている方が4名ほどいらっしゃいますので、そういった協議会等に参加が許されるということであれば、また一緒に協議をするテーブル等を行政のほうでも設定を考えていきたいと思っております。

○副議長 山崎廣美君

岡本議員。

○7番 岡本清靖君

岩屋のほうですね、そば打ち大会、そういったものが11月、12月、2回くらい開かれると思います。そういったところで、やはり岩屋地区、他の横武、八屋、外部からも来られておりますが、その来られる方の中でも、私たちの地域でも、ソバを蒔いていますよと。そして自分たちがそれをまた生産して、自分たちが習ったのを今度自分たちの地域で、そのソバを今度打って自分たちが食べる。そういったところがあるんですね。

ですから、面積的には、ちょっと下の外部が少ないんじゃないかと私は思うんですよ、この豊前市の中でも。ですから、そういった人たちと一緒に形を、行政側とお互いコラボしながら、そういったところの人ももう少し増やしてもらってというようなところで、やはりお互いの共存共栄のような感じを、やはり持っていくべきじゃないかと私は思っているんですが、どうでしょうか。

○副議長 山崎廣美君

農林水産課長、答弁。

○農林水産課長 中川裕次君

先程、報告させていただいた数字は、水田に係る転作作物としての面積でありまして、畑等に作付けされているソバ等については、含まれておりません。

また、そういう方が市内にいらっしゃるということであれば、そういう情報も共有させていただければ、併せて声掛けをさせていただきたいと思っております。

○副議長 山崎廣美君

岡本議員。

○7番 岡本清靖君

まず、求菩提の求菩提ソバとしてブランド化をしていきたいという地域の人たちの願いでありますので、行政側、そしてJA、普及所、一体となって、これからの振興に、また中に入って来てお互いの声を出してもらって、その中の盛り上げ、いろんな面で援助できれば、そんな形を考えております。

そういったところで、私もブランド品を一生懸命作り、そして今ソバ自体が地域でそれが加工ができれば一番良いんですけども、やはり外部に出して加工してしまう。そういったところの賃金、また1反に出来る量が少ない。また皆さんの経費が掛かる。そういったところでソバ粉というのは、本当に金額的には売れがあっても金額が上がりません。ですからそんなところから考えて、やはりソバというのは難しい面もありますが、地域が折角ここまで立ち上げたソバでございますので、それを守っていこうということですので、これからも指導をよろしくお願ひしたいと思います。では農業問題については、ここで終わらせていただきます。

第2に、観光と環境面との兼ね合いということではありますが、豊前市では、観光地が点々と散らばっており、観光地が多くあります。その観光地に行く間の道路面として、そういう近くに行ったところで廃屋、危険箇所が豊前市内でも何箇所か存在していますか。ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

○副議長 山崎廣美君

生活環境課長、答弁。

○生活環境課長 清原光君

岡本議員さんの質問ですけれども、東九州自動車道がもうちょっとしたら開通するという時期に来ておりますけれども、おっしゃるとおり、豊前市、求菩提山を中心にして観てもらいたい所が沢山あります。それで、県道の32号線沿い、犀川豊前線沿いにも結構観る所が点在しているんですけども、その中でも篠瀬のほうから下ってきよっても、空き家になっている所がポツポツと見受けられます。勿論、普通の住居であった所とか、それとかお店をやっておった所とか、あります。

生活環境課のほうとしては、危険であるというようなものであれば、所有者さんに相談して解体をお願いするというようなことをやっているんですけども、利用できるもの、古い民家なんかは、結構それで趣があったりもしますので、そういったものは、また空き家バンクとか、それとかお店で活用できないかとか、そういうのもやっていこうと、いま考えているところです。

○副議長 山崎廣美君

岡本議員。

○7番 岡本清靖君

いま課長も先に32号線のほうを出していただきましたけども、私は豊前市全体のところで、そういった危険箇所が何箇所かあるという形で聞かせていただいたんですけど、もう32号線から出たから、もうちょっと私も言葉を出させていただきます。

やはりいま観光客が32号線ということになると、求菩提、犬ヶ岳、そちら方面の横武から千手観音から如法寺からありますけども、段々と上に行くほど観光地、求菩提のキャンプ場、県の求菩提資料館、そういった所に来られるお客さん、またそして食べ物、ト仙もありますけども、そういったちょっとした古民家の中で、いろいろな所でお店を出されている方がおります。そういった所に来られるお客さんが、初めに入った所が少し異様な所じゃないかを感じる。でも奥に行けば行くほど良い所なだけけれど、地域に入った所が異様な所だなという感じの言い方をされる。それが今の個人の所有権がありますので、いろんなことはできませんけど、いま32号線の大河内長淵地区ですか、前のドライブインの大きな鉄骨建ての家がそのまま廃屋になって残っているんです。私も見ると、もう屋根の部分がもう落ちかかっているような感じがしています。

そして入り口には、大きな石を積み上げてしまって、中に入れられない状態にはしているんですけども、その中で、今年の夏もやはり単車で登って来られる若者が、その中でいろいろな所で遊ぶ。そして肝試し、そういったのをしているんですよ。それがまた私が直接見たんじゃないけど、地域の方々がそうやって若者が入って来ておりますということで言われていますので、その人たちが、もし怪我でもしたら、個人の方はいないし、また行政のほうも、またいろんなところでそういった問題があがってくるだろうと思いますので、そういったところの考え方として、まず観光客の方たちが言うのが、まずはこういった言葉は出したくないけど、やはりこの地域はもう人間が住んでいないという感じの、急に言ったらポツと、私も言葉を忘れてしまったんですけど、何と言いますか、そんな形を言われていますので、やはりそういった気持ちを持たないでほしいんですけど、やはり来る方たちが、どうしてという形があります。

ですから、これを個人の方々に何ということにはできませんけども、行政側として、どうにかまたそういった処分とか改良できるものかどうか、ちょっとそこをお伺いしたい

と思います。

○副議長 山崎廣美君

生活環境課長、答弁。

○生活環境課長 清原光君

岡本議員から個別なご相談を受けましたけれども、区長さんのほうからも、その話はお聞きしております。所有者さん等、お会いしてお話をさせていただいたりもしているんですけども、なかなかそちらの状況もありまして、進んでいないという状況があります。

今回、解体の補助金等、それから税の減免等もありまして、それからこれだけでは片付かない問題ではあると思います。先程言ったように、空き家バンク等、それとか大きく言えば観光的にどうかできないかとか、いろんな方法で考えていかないか解決しないのではないかと考えていますので、うちのできることにすれば、所有者さんに根気強くお話をし、解決ができるようにしていきたいなと考えているところです。

○副議長 山崎廣美君

岡本議員。

○7番 岡本清靖君

そこが空き家バンクの関係ならば良いけれども、空き家でも、もうちょっと危険家屋になっていますので、そういったことはできないだろうと思います。ですから、私も考えるのが、この地域の人たち、まず昨日の観光化の関係で、大谷課長も言いよったけど、求菩提のほうに案内板とか言いよったじゃないですか。あの案内板も地域でちょうど岩屋でも入り口、大河内のあそこの大河内傳次郎さんの河川公園があります。あそこにも1つの看板がありますけども、ああいったちょっと曲がりのカーブで、逆に運転のしにくい場所だろうと思うけど、ああいった所で一文字ずつ、これから何キロくらいのところで、これがありますというような、そういった逆に看板で見えないような状況の形、そういった方向も考えていったほうが、それが所有権がありますので、そういったところがどうしてもできない、あたられないということになれば、やはり外部から来られた方に、そういった雰囲気を見せない感じの、そういうつくり方をできればという考え方を、私も持っているんですけど、それをまた地域の区長さんたちでもお互い行政が言って、その地域でできるのか。それができなければ、また行政側がまた手出ししてもらえとか、そういうことは、私もちょっと思っているんですけど、そういったところはどんなふうですか。

○副議長 山崎廣美君

まちづくり課長、答弁。

○まちづくり課長 大谷隆司君

ご指摘の廃屋につきましては、観光的なことで、ちょっと協議したことがございませんので、また個人の所有地であります、いろいろ何か制限があるようですし、ちょっと今の

段階では、お答えできないですが、看板を立てる場所としては、悪くないとは思っています。ただ先程ちょっと議員も言われましたように、県のほうが電光の案内板を大河内の所に最近立てましたので、道路情報等は、そういうところでまたカバーできているのではないかと思っております。以上です。

○副議長 山崎廣美君

岡本議員。

○7番 岡本清靖君

電光掲示板もちょっと、活性化センターのあそこでしょ。あれだったら行き過ぎとるもんね、普通はね。あれがもうちょっと下であるなら、それも有効的なところがあるだろうと思うけど、ちょっとやはり場所的には、もう少し、今の廃屋が下のほうにありますので、そういったところから考えると、まずは、あそこが見えないようにどうかしてもらいたい、それが1つの目安なんです。もう解体してくれとか、そういうことでもない。やはりこの場所がポツと見たら、雰囲気は異様だと観光客の皆さんが、そうおっしゃるんですよ。だからそれをいま私は言っているんですが、それはもう後は、また行政側と所有者の方との話になると思いますので、私はそこまでは立ち入りしませんけども、やはりそれは地域の方々のお願いでもありますし、そういったところを頑張ってやっていただければと思っております。

最終的には看板というのは、また私も区長会の中で、ちょっとそういう話しは出します。それが地元で自分たちで出来るか。出来ないときには、やはり地元がこうやってやったぞという形をつくってやらんと、何もかも行政側、行政側とされても、やはりそれもちよっと大変なところがあるだろうと思います。やはり地域でも頑張ってやっているということを見せないといけないと思っておりますので、今この点の質問は、ここで終わらせていただきます。

あと観光面に対して、昨日も森林セラピーの関係でありました。また同じような質問の内容になるかと思いますが、できるだけ逸らせてやりたいと思います。

昨日、森林セラピー、鎌田議員が質問されておりますけども、ルートとしては2ルートか、3ルートくらいですか。

○副議長 山崎廣美君

農林水産課長、答弁。

○農林水産課長 中川裕次君

大きくは、求菩提山のそういう史跡に伴う園路等を回るコースや九州自然歩道の尾根道を通るコースと、もう1つは、枝川内のあじさいロードでございます。

求菩提山のほうは、ルートの的には、雑道園地駐車場を機転に、1つは岩屋坊から尾根道を海岸線沿いに行って、次郎坊、天狗橋を折り返すコースと、もう1つは、岩屋坊から中

宮、上宮を回って五窟を巡るコースでございます。これは健脚コース等との兼ね合いで、かなり長いコースにしておりますが、参加者等の状況、要望に合わせて、それぞれのコース設定なりを変えて案内をするというような計画をしております。

○副議長 山崎廣美君

岡本議員。

○7番 岡本清靖君

初めに私も先に言えば良かったんだけど、大体時間帯として、どのくらいの時間が一番適当なのか、そしてキロ数的には、このくらいのキロでちょうど良いのかとか、それがあると思います。癒しでもって来られているんだらうけれど、その場所の中で、長さ的に、平道なら良いけど、階段があったり山道があったり、そういったところは自分たちが好んで来ているのではあるんだけど、そういったところの関係から、時間の問題とか、そういうところがあると思います。

それはもうよろしいですけど、まずガイドの養成をされておりますよね。私が聞いたのがガイド養成されている方々が、いま何回目のガイドのあれをしたのか、ちょっとお聞きします。

○副議長 山崎廣美君

農林水産課長、答弁。

○農林水産課長 中川裕次君

いま座学と現地を合せて7回を行っております。当初、7回で終了ということでしたが、実際にやはりガイドをするには経験を積まなきゃいけないということで、きょう実は一般公募して、モニターをしていただける方を、現地をいま案内をしております。

あと13日に先進地であります篠栗町の案内人の方、それと浮羽町の案内人の方に来ていただいて、うちの案内人が現地を案内して、いろいろ助言をいただくという計画をしております。さらにもう一度、10月に入ってから、そのモニターツアーを企画して、実地訓練を3回した上でオープンに臨んでいこうという計画でございます。

○副議長 山崎廣美君

岡本議員。

○7番 岡本清靖君

いま課長が言われたのが、13日に篠栗町から案内人の方が来て、そのまた様子を見てもらうというようなことですが、まず7回のそういった指導された中で、いまだに内容が掴めない、中身が見えない、そして何をして良いのか分からないという、そういったガイドさんの声があがってきたんだけど、どんなふうに思いますか。

○副議長 山崎廣美君

農林水産課長、答弁。

○農林水産課長 中川裕次君

いま講座を受けられている方は、それぞれに専門分野を持って、得意分野を持たれている方々でありますので、まずセラピーガイドの中で、そういったものを生かしてもらおうというのが一番重要だろうと思っておりますが、一応、史跡ガイドボランティア等で十分されてきた方々がこういうマニュアル的なところを作ってはどうかということで、きょうそれをマニュアルを作って試しております。

それぞれのポイントに来て、どういう話をするかということだろうと思っておりますので、それをいま実地に講座の方と6名の既にベテランというか資格を取られた方と一緒に、現地で検討しながら研修を進めているという状況です。

○副議長 山崎廣美君

岡本議員。

○7番 岡本清靖君

ガイドも難しいと思いますよね。やはり500mなら500mの中で、どこでどういう話をしたら良いのか、やはりそういうのがお互い、ちゃんと頭の中に叩き込まれていないと、常にずっと話しながら行くのか、拠点、拠点でやはりされるだろうと思うんよ。そういったところの1つの道でずっと順番にあれば、その話も流れていくんだろうけど、やはり50人おっても1人、2人のガイドが付いて10人くらいなグループでという形で言われていましたので、やはりもうちょっと一緒になって、中に入られてやられてみて、ガイドをされている中を見て、これからまた勉強してもらいたいと思います。課長、一緒によろしく。

これは10月5日だったですね。できたら私も出たかったんだけど、ポッと見たら10月と、あらこれは困ったなと思っちゃったんですけど。そんなふうで、ガイドのほうから、そういったガイド養成されている方から言われていましたので、ちょっとその報告だけさせていただきます。もう少し熱心に案内の方たちが来られたら、そういう人たちと一緒に勉強していただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

では続きまして、第3番目の防災についてでございます。

今年も7月には天気、8月には続いて雨が降る日が続きました。その中で、8月20日には広島でも災害が起きてしまったという状況になっています。きょうでも、東京から北海道石狩、大雨でもってどうしようもできない状態ではありますが、本当に日本という国がどんなふうになっているのか、この天気は分からない状態ではありますが、まずこの豊前市では雨があつたけど災害がなかった状態です。大変嬉しい限りではありますが、やはりいつ時この災害というのは、天災が来るかも分かりませんから、常にいつも備えをしておかなければならないのが常日頃の状態だと私は思っております。

まず昨日も防災は、何人もの方が言われていました。9月1日が防災の日ということで、

全国で定められております。その中で、課長が豊前市では、9月6日を基準に小学校、中学校、指定校として6日に防災のいろんなものやっという事で、津波の災害のときのシミュレーション、そして地震のときのシミュレーション、そういったものをされたという事で、お聞きをしましたが、まず他の小学校、中学校では、どんなふうですか。

○副議長 山崎廣美君

学校教育課長、答弁。

○学校教育課長 武道和宏君

お答えいたします。今年度、角田小学校、中学校が県の防災教育の指定校を受けておりましたので、昨年度に引き続き、その地域の方々を含めて防災訓練をいたしましたが、他の中学校については、ちょっと把握をしておりますので、また詳細が分かりましたら、ご報告したいと思います。

○副議長 山崎廣美君

岡本議員。

○7番 岡本清靖君

私たちの所でも、また今の自主防災組織も本当に立ち上げられていない中で、段々今決めて、総務課のほうには申請されていると思うけど、その組み合わせ、そういった中が分かっているけど、やはり中学校、1つの指定校があっても、他の学校でも、平日頃からそういった訓練はされるべきではないかなと私は思いますけども、どうなんですか。

○副議長 山崎廣美君

教育長、答弁。

○教育長 戸田章君

防災教育については、年間指導計画の中で、それぞれの学校がやっております。いま言った角田小中は、福岡県の教育委員会の指定を受けた地域を巻き込んでおる防災教育という形でやっておりますので、平日頃、指定を受けていないけれども、学校では、そういう防災を含めた安全教育を行っております。

○副議長 山崎廣美君

岡本議員。

○7番 岡本清靖君

では1年に何回されているのか。また大体時期的なところが何月くらいにされているとか、そういったところが大体分かりますか。

○副議長 山崎廣美君

教育長、答弁。

○教育長 戸田章君

質問が出ておれば、ちゃんと資料を提示して言えますけれども、いま各学校の資料を、私はここに持っておりませんので、何月何日にこういう計画、年間指導計画という計画の中でそれぞれやっております。必要であれば、そういう資料もあります。

○副議長 山崎廣美君

岡本議員。

○7番 岡本清靖君

ありがとうございます。今のは、また資料がありましたら、よろしくお願いします。この9月、まだ終わりになりませんけど、9月中旬ですが、まだ後台風が来るとか、その可能性は分かりませんから、これでもって自分たちがもう大丈夫というような気持ちはないだろうと思いますが、やはりいつ来るか分かりませんので、そういった対策的なところは、常日頃から持っていつてもらいたいと思います。

そして防災無線の関係で、今年度、課長が一緒の話の中でシミュレーションする中で、この8月には防災無線をだいぶ使わせていただきました、というような話をされていましたが、それで市民たちがその防災無線を使って、何回も使われた中で、市民たちの批判というか、そういった逆にちょっとやかましいとか、気ぜわしいとか、耳障りなことが入ったのかどうか、ちょっと分かれば。

○副議長 山崎廣美君

総務課長、答弁。

○総務課長 池田直明君

防災無線の放送について、ご質問がございましたので、お答えします。今年度から放送内容について、基準をちょっと緩めて、いろんな形で有効に活用しようということで、放送回数が増えております。特に夏場の熱中症の関係については、一定の指数が上がった段階で、注意喚起するというので、8月に入ってから毎日のように、その基準を超えて流れたという状況でございます。その中で、そうですね、毎日1件か2件は、そういうお電話をいただいている状況でございます。以上です。

○副議長 山崎廣美君

岡本議員。

○7番 岡本清靖君

まだ市民が本当にこの防災無線の把握というのはされていないような状況でありますので、やはり常にそういったマイクでもってよその地域は、やはりコミュニティの場としても防災無線が使われている所があるんですね。そういったところが豊前市はもう防災だけという、限定された形の無線の使い方をされていますので、そういったところの考え方が、これから先、また必要なところになると思うんですが、防災なら防災だけでよろしいですけど、少しでも言われたことを、市民が、きょうもやっているね、きょうもやっ

るねと、逆に今度思わせられるような、そういった放送の仕方、やはり防災無線というのがあるんだよというような形の、いろんな所で使われるとあれだろうけど、そういった関係のあるところであれば、防災無線を必ず使うというような感じの、それは必要じゃないかなという気がします。

それがまた、しながらでも本当に市民からの苦情があったりとかすれば、またこの前から言われているとおりに、宅内装置、そういった方向に持っていけるような方向に考えなければならぬのかなと思っておりますが、そういったところで、これからも、私から言っても、市民から逆に反発を受けるかもわからないけど、やはり市民の皆さんにそれが周知できるように、これが防災無線ですよという形の、これからの使い方をしてもらいたいというのが私の意見であります。そこのところを、どんなふうですか。

○副議長 山崎廣美君

総務課長、答弁。

○総務課長 池田直明君

防災無線の放送について、お答えいたします。昨年4月から放送を流しているわけですが、昨年の当初に比べれば、今年のそういう電話なり、批判のメールというのは、極々減っている状況でございます。これも1つ住民の皆さんの慣れというところもあるかと思っておりますので、今後、そういう状況を見ながら放送回数も増やしていければ、またそれはそれで有効活用もできるかと思っておりますので、もう少し時間をかけて市民の皆さんのご理解をいただきながら、この活用を図っていきたいと考えているところでございます。以上です。

○副議長 山崎廣美君

岡本議員。

○7番 岡本清靖君

何のために防災無線を付けたか分からないような状態では困りますので、やはりそういったものを市民に周知するような放送が大切ではないかなと私は思っております。それはもうこれからまた課長も大変だろうけど、市長も一緒になって頑張っていっていただきたいと思っております。

最後に聞くのが、この豊前市が災害の中で、避難勧告、避難指示とか出すのに、大体1時間にどのくらいの量が降ったらとか、そういったところの豊前市独自の規定があるんですか。

○副議長 山崎廣美君

総務課長、答弁。

○総務課長 池田直明君

ご質問にお答えします。避難勧告につきましては、豊前市の防災計画がございます。こ

の中に、一定のマニュアルが示されておりまして、洪水、土砂災害、津波等について、それぞれ判断基準が示されております。それに沿って避難勧告、避難指示を行うこととなっております。以上です。

○副議長 山崎廣美君

岡本議員。

○7番 岡本清靖君

一応、そういったマニュアルがあれば、それでまたその形をとられていただきたいと思います。しかし、これからは、やはり豊前市では災害がない、本当に安全なまちということで、皆様さんには、そういった周知がされておりますので、これからは行政側、皆さんが市民と一緒に良いまちづくりを目指していただきたいと思います。

私の質問をこれで終わります。

○副議長 山崎廣美君

岡本清靖議員の質問が終わりました。

次に、尾澤満治議員。

○9番 尾澤満治君

私は、今回の質問に対して、2項目の質問をさせていただきたいと思います。最初に、防災について、質問させていただきます。いま岡本議員からも話がありましたが、重なる部分がありますが、その部分はまた省略させていただきまして、質問させていただきます。

9月1日は防災の日とされて、それから8月22日発生の広島土砂災害に対しては、70数名の死者が出る大災害になり、亡くなられた方のご冥福をお祈りいたします。今回の災害に対して検証をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

第1点が、この地域において襲った局部的な豪雨は、温かく湿った空気が流れ積乱雲が連続的に発生するバックビルディング現象と言われる現象が見られ、このバックビルディング現象は、風上の同じ場所で次々と積乱雲が発生して、風に流され、ビルの背後に別のビルが建つように積乱雲が一行に並ぶことから、このように呼ばれて、湿気た空気が同じ場所でぶつかり合う状態が続けば、どこにでも起こり得る。きょうもそういう形じゃないかなと、北海道とか東京のほうであるんですが、どこでも、この豊前でも起こり得る現象が起こった。

それから第2点は、もっと早く住民に避難を呼びかけることができなかつたのだろうか。市が最初に出したのが20日の午前4時15分で、既に被害が広がり始めていた。広島気象台は、同日午前1時15分に土砂災害警報を出している。この時点で災害勧告を出していれば、人的被害がここまで大きくならなかつたのではないかとされています。

また平成17年にも豪雨による土砂災害が発生し、多数の死者が出て、そのときの教訓

が生かされてなかったのか、判断に甘さがあったのではないかとの質問に、市長は勧告を躊躇したとの報告を受けている、と話しています。勧告が遅れた原因を調べ、問題点を明らかにしなければなりません、この広島災害を踏まえ、豊前に置き換えて質問をさせていただきますと思います。

昨日もちょっとありましたが、豊前市で土砂災害警戒区域、154箇所、それから特別警戒区域、151箇所ということで、昨日、課長から答えられていましたが、この地域内には人家があるのか、お伺いします。

○副議長 山崎廣美君

総務課長、答弁。

○総務課長 池田直明君

お答えいたします。この質問につきましては、ご回答したかと思いますが、全部で154の土砂災害警戒区域においては、546戸の人家があるということでございます。土砂災害の特別地域については、171戸、これは先程言った546戸の内数という形にあっております。以上です。

○副議長 山崎廣美君

尾澤議員。

○9番 尾澤満治君

その区域の中で、人家とか建物がいないのか、ちょっとお尋ねしたいんです。それがあれば、特別区域の場所で建物等の周知、そういう所がありますよという形で、今から周知は、どのようにされているかお伺いします。

○副議長 山崎廣美君

総務課長、答弁。

○総務課長 池田直明君

お答えいたします。今回の広島の大きな土砂災害を受けまして、福岡県砂防課より県下全市町村を対象に、今後の土砂災害に対する対応協議が8月下旬に行われております。それによって、対象区域内の住民に対して、周知を図ることとなったところでございます。

豊前市におきましても、防災、減災に向けた万全の対策を講じていく必要があるとの認識から、砂防堰堤などの整備に加えまして、指定区域内の資料をもとに対象者を調査し、危険性の周知を戸別訪問して行う準備を進めているところでございます。

○副議長 山崎廣美君

尾澤議員。

○9番 尾澤満治君

この土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域というのは、災害警戒区域はイエローゾーン、特別警戒区域はレッドゾーンという形で、かなり危ない地域だということであるん

で、この中でもいろんな措置法がいま出されていて、場所を移転される等、それが移転する時の支援措置、いろんなものが出てきていますが、そういうものをこれから課長、防災課のほうが指導していくという形であるんですが、本当にいつどこで起こるか分かりませんが、例えば、どのような形で、いつ、どういうふうな形でマニュアル化で、何月までに、すぐ家を移動するというのも大変でしょうけども、そういう計画というのはどういうふうにするのか、シミュレーションというのは、まだ今から計画する予定ですか。

○副議長 山崎廣美君

総務課長、答弁。

○総務課長 池田直明君

お答えします。今回、準備を進めているところでございますが、今月中に戸別訪問して、法の趣旨、危険地域、特別警戒区域に入っている、そういう方たちに法の趣旨を説明いたしまして、まず、そこに立地していることが危険であるということを深く理解していただくと考えております。その後で、皆様からいろいろなご意見があるかと思えます。移転等については、県が勧告する等もありますが、また移転する際には、補助事業等もあるというふうに聞いております。そういうものについて、対応していきたいと考えております。

まず当面、9月一杯までに住民に危険性について理解を深めてもらうことが大切ということでの準備を現在しているところでございます。以上です。

○副議長 山崎廣美君

尾澤議員。

○9番 尾澤満治君

課長、大変でしょうけど、本当に財産と生命を守るためにも、どこに自分たちの家が、どういう場所にあるのかということを知っていただく、やはりこちらからどうするかということは、また後にしても、本人が、こういう所に住んでいるんだという認識をしてもらって、次の段階を考えていく。一番最初は、土砂災害特別地域にいるんだよということを、しっかり住民に認識させることが大切ではないかと思えますので、早めの処置をお願いしたいと思っております。

続きまして、避難勧告の指示について、どのような段階で、今回も、広島もありましたが、これから出されるのか、第1段階、第2段階、第3段階という準備ですね。やはり高齢者がいらっしゃいますので、すぐには移動というのは、なかなか難しいでしょうけど、どのような段階で避難勧告を出されるか、それからどのように避難勧告を出していくのか、誰を通して。今回も広島の場合は、朝早くというか、真夜中だったから、区長さんを通して連絡を取ったと。防災無線を使ったり、いろいろしたんでしょうけど、やはり区長さんも真夜中ですから、どのようにして電話したら良いかどうか躊躇したということもありましたので、やはり避難勧告の出し方を、どのようにされるのか、豊前市としての考え方を

教えていただきたいと思います。

○副議長 山崎廣美君

総務課長、答弁。

○総務課長 池田直明君

お答えします。先程、岡本議員さんからもご質問いただきましたが、避難勧告の出し方につきましては、豊前市の防災計画に、その手順が示されております。洪水、土砂災害、津波等について、それぞれ判断基準が別でございます。それに従って避難勧告、避難指示を行うこととなっております。

現在、頻発する、この大雨災害では、議員がご指摘のあったように、避難勧告等が適切なタイミングで発令できないこと、避難勧告等が住民に迅速、確実に伝達できなかったことなどを教訓として、国が今年4月に勧告、指示を出す際の目安となる新しい指針を示しております。豊前市では、これに沿って現在、見直しを進めているところでございます。以上でございます。

○副議長 山崎廣美君

尾澤議員。

○9番 尾澤満治君

指示の出し方、これはないほうが良いんですけど、やっぱりあった時の命令系統、しっかり誰がどういうふうにやっていくかというところで、そして誰が避難されているかという形で、防災マップのほうにも書いておりますが、やはり仮定で災害があったときに、どこに避難して、最後にどこに集まるのかとか、そういう周知もされていかないといけないと思っております。

そこでハザードマップについて、ちょっと、これが平成22年でしたか、ハザードマップが出来ているんですが、何点か、ちょっと質問させていただきたいんですが、これがそのときは、まだそんなに集中豪雨がなかったんですが、ハザードマップが佐井川の氾濫による平成20年3月末の佐井川の氾濫によることを勘案して、そのときに1時間に50.39ミリの雨が降ったことを想定して作られているということがあるんですが、今はもう100ミリという形ですね。1時間100ミリという雨が降ってくる可能性が高いということで、きょうも北海道は100ミリくらい降っているということで、このハザードマップが出来たときは、そんなに雨が降ってなかったんですけど、今の時代に、ちょっと合わない形で、50ミリをしている、この倍をいま雨が瞬間的に降ってくる。

その部分がこのハザードマップが対応できてないんじゃないかというふうに思いますし、避難所も、これは畑小学校がかわりましたけど、体育館とか武道館というのも、ちょっとこれはあそこに雨が降ったときには、もうこれは通れない所もあるんじゃないかという形で、このハザードマップがこの今の時期に合わないんじゃないかという形ですが、これに

ついて、課長のほうがどのように見直しをされるのか、お尋ねしたいと思います。

○副議長 山崎廣美君

総務課長、答弁。

○総務課長 池田直明君

お答えします。防災マップでございますが、今ご指摘のあったとおり、22年度に作られたものでありまして、内容等について、かなり古くなってございます。平成26年度中をめぐり福岡県は、豊前市の海岸線の津波浸水予定区域の見直しが完了すると、現在、報告を受けておりまして、本来、25年に見直す予定でございましたが、これに合わせるために、いま見送っております。このデータと昨年指定されました高潮浸水区域、また平成23年3月に指定された、今回の土砂災害の警戒区域等を含めて、防災ハザードマップの更新を予定しているところでございます。

特に内容については、他市を参考にしながら、住民の皆様さらに分かりやすいように、内容も少し増やして作成しようというふうに考えているところでございます。

これについては、27年度の予算に計上したいというふうに考えているところでございます。以上です。

○副議長 山崎廣美君

尾澤議員。

○9番 尾澤満治君

また27年度に見直しということですが、このときにちょっとお願いがあるんですが、避難場所も、いろいろ公民館とか小学校とかあるんでしょうけど、やはり高齢者が多くなって、そこまで行くまでが大変だという方が結構おるんですね。一次避難、例えば一番近い所で一次避難をして、二次避難という形で、やはりどこかに中学校とか集会所と言っても、そこまでお年寄りの方は現状、行けないんですよ。だから一次避難として、どこか近くで1回避難をしてもらって、そして消防団とか、いろんな人たちに助けてもらって次の第2避難という形をとるとか、何かアイデアを出さないと、やはりすぐにとという形で、特に早くお年寄りの方も避難させれば良いんでしょうけど、今から高齢者の方たち、かなり多くなってきて、そういう工夫もいろいろしていただきながらハザードマップを作っていただきたいと思っておりますし、このハザードマップで例えば自主防災組織ができた所、これはハザードマップで避難箇所とか、いろいろ歩いて、実際、防災組織の方たちで確認をしたことはありますか。

○副議長 山崎廣美君

総務課長、答弁。

○総務課長 池田直明君

お答えします。まず、第一次避難所については、昨年、角田校区で避難訓練をしたとき

に問題になりました。やはり畑のほうから中村の公民館までという、そういうことで、地区の自主防災組織の中で、まず一時避難所を皆さんで決めましょうという形で、前回のときは、そういう形で、地区地区の判断で一次避難所を決定していただきました。そういう作業を、今後、全市民に向けて、防災組織の育成強化の中で進めていきたいと考えているところでございます。

それと、もう1点は、自主防災組織につきましては、現在、区長会にお願いをして、自主防災組織の設立に向けての説明会を各区で開いていただくよう、鋭意お願いしているところでございます。昨年から今年にかけて60箇所くらいの説明会を実施しておりますけれども、今年度11月に合河で、昨年角田でやった大きな校区の防災訓練を行いますので、合河については、現在そういうことで育成強化を図っているところでございます。

4回のワークショップをしながら、そういうふうな議員さんから指摘いただいたような作業を、地域の住民の皆さんで行っていただいて、やっていこうということでございます。昨年、明神地区で、まず1回、そういう形で4回のワークショップを開いていただいて、地域の防災計画を作っていただいて、最終日に皆さんで避難訓練をしていただいたという経緯、それをモデルに豊前市全域で、そういう形で進めていきたいと現在考えているところでございます。

○副議長 山崎廣美君

尾澤議員。

○9番 尾澤満治君

では、自主防災組織で1回、回ってもらいたいですね。やはり頭で考えてするよりも、現場に行って歩いていたら、ここがちょっと違うよと、工事があっていたよとか、ここはちょっと危ないよとか、そういのをやはり自分たちで体験しないと。

前に災害が遭ったときに、夜歩いていたら、そこに避難していて、大雨が降っていて川に流されたという経過があるんですね。逆に避難しなかった方が良かったんじゃないかというところもありますので、やはり皆さん、自主防災組織ができて、こういう立派な防災マップができて、頭では常に皆さん考えているんですけど、実際そこは歩いて、どちらが一番良いのか、今だったら、例えば年末だったら工事してるから、こっちは通れなかったりとか、いろんな形があるので、やはり現地に入って歩いて見て回るということも、体で慣らしていく。災害のときに、頭がパニックになって、どこに行ったら良いか分からないと思うんですね。そういうのを、やはり現地で、体と一緒に学んでいくという形で自主防災組織もやっていただければありがたいなと思っております。

続きまして防災無線の放送、先程もあつたんですが、結構、前に比べると防災無線も幅広く、災害だけじゃなくて、いろんな形で放送をされていますが、今まで放送された回数と内容について、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○副議長 山崎廣美君

総務課長、答弁。

○総務課長 池田直明君

防災無線の放送内容について、お答えいたします。昨年7月から1年間で流した放送回数が44回ございました。今年、現在まで4月から流している分が33回でございます。ペースとしては、今年はかなり早いペースで放送回数が増えているという状況であります。

その中で、流した内容でございますが、まず台風のときの皆さんへ注意喚起がかなりあったかと思えます。それと行方不明者についての捜査願い、それと猿等の出没に対する注意、そういうのも流しております。また熱中症に対する注意喚起、それとイベント等の中止のときの、そういう住民の皆さんに知らせる内容、変更、そういうものに使ってございます。概ね、大体そういう内容でございます。

○副議長 山崎廣美君

尾澤議員。

○9番 尾澤満治君

かなり防災無線も利用率が良くなって、最初的时候は、いろいろ、かなりのクレームが入って、されてきたということで、今さっき言われていましたけど、減ってきていると。これもやはり皆さん、周知してきだしたという形で、防災無線があるために安心だということが少しずつ分かってきたんじゃないか。

それから内容も、いろんな形で内容も教えていただける、イベントとかあるんですが、ただ1点、課長、防災無線で、こちらからじゃなくて向こうからアンサーバックですか、その機能を使って、周知したというケースは何回あるでしょうか。

○副議長 山崎廣美君

総務課長、答弁。

○総務課長 池田直明君

お答えします。62箇所あるスピーカーの内、22台にアンサーバック機能というのが付いています。そのスピーカーから市の本部のほうに放送が流せるという機能でございます。これについては、まだそういう災害が起こった状況がないので、それについては使ったケースはございません。以上です。

○副議長 山崎廣美君

尾澤議員。

○9番 尾澤満治君

それも練習はしているかと思いますが、災害のときに、どうやって使ったら良いかというのが、やはり分かりづらいんで、常にだれが使うか、使う人を決めていると思いますが、やはり練習をして使えるような状態を作っていただかないと、宝の持ち腐れになる可能性

がありますので、またその練習もよろしくお願ひしたいと思います。

それで、特に防災無線について、よく市民から言われるのが、放送された内容が聞き取り難いということで、聞こえないという声が結構ありまして、今やっと電話したら、そこで電話の中で放送した内容が聞き取れるというサービスが始まって、やっているんですが、そこもなかなか難しいということで、タイムリーに教えてほしいということで、調べたら、埼玉県の富士見市が7つのメールをいま発信しているということなんですね。7メールという形で。

このメールのきっかけが、災害時に保育園に迎えに来られなかった親に安否確認をするために導入されたメールがある。今は7メールの内、メルマガふじみ、これは市内のイベント、それから広報などを発信している。それから災害保育メール、災害児童クラブメール、災害家庭保育室メール、災害学校メール、みずほ学園、これは障害施設だそうですが、そういう、みずほ学園メールというのは、各施設のお知らせや情報、それからそういういろんな情報を流す。それから防災メールにつきましては、防災行政無線で放送した内容の内、防災に関する情報、災害を未然に防ぐために必要な情報を発信しているそうなんです。

このメールは7メールの内、各自が必要なメールを自分たちが登録して、現在では、災害メールが約2000件、保育メールは約5000件の登録があって、毎月約2万円の管理費を払って、市役所からパソコンで入力して、いま防災と一緒にですね、発信していけるという形で、うちは、ちょっと担当者とお話をさせてもらったんですが、うちはまだ安くて、まだ高い分もいろいろあるそうなんですけど、安くさせていただいている、瞬時に内容が発進できるというシステムがあるということです。

これは本当に月に2万円くらいという形で、この7つのメールが自分の好きなメールを送っていける。保育園とか、やはり親御さんも災害の時に、どこにいるか分からないとかいっても発信できるという形で、7つの項目に分けてやっていますが、こういうのが2万円くらいでできるんですけど、豊前市もよく言われるのが、防災無線もあるんですが、自分たちで登録して、やった人たちに瞬時に放送をしていただける、そういうメール、携帯は常に自分たちは持っていますので、どこに行っても聞かれる。高齢者の方は、ちょっと難しいかもしれませんが、結構、皆さん持っていらっしゃるということで、こういうのを採用していただくことはできないのか、課長、ちょっと予算化もあるでしょうけど、財務課長、どうでしょうか。予算化できないでしょうか。

○副議長 山崎廣美君

財務課長、答弁。

○財務課長 諫山喜幸君

そうですね、まず担当課で十分論議をしていただいて、それでまた相談をしていただければと思っております。

○副議長 山崎廣美君

尾澤議員。

○9番 尾澤満治君

担当課長、どうでしょうか。この防災メール、防災だけじゃなくて、富士見市は7メールあるということですが、これはちょっとまた金額が2万円くらいということで富士見はやっていますが、豊前市では、どれくらいになるか分かりませんが、結構安価で入るんじゃないかなと思いますので、瞬時にこの放送ができる、こういうメールを取り入れていただくことはできないでしょうか、課長、お伺いします。

○副議長 山崎廣美君

総務課長、答弁。

○総務課長 池田直明君

ご質問の防災無線の内容と携帯電話でのリンクというふうに考えておりますが、これについては、私どもも大変認識をしているところでございます。やはり携帯電話というのが、いま皆さん、殆どの方が持っていらっしゃると思いますので、そこにいかに市の情報を早く伝えるか、その仕組みがやはり一番良いんだろーと考えております。

ただ、このシステムを独自に持つということは、やはりうちくらいの市になりますと、かなりの負担になるというのが認識しているところでございまして、いま議員さんから紹介していただいた月2万円ですることができるということについては、少し富士見市のほうに、もう一遍、私どもも確認して、そういうシステムがあれば、財政的にも可能な金額ではなかろうかというふうにも考えます。これについては、しっかり検討していきたいと考えております。以上です。

○副議長 山崎廣美君

尾澤議員。

○9番 尾澤満治君

できれば採用していただいて、その市は、いろいろな所で言われて、Jアラームとリンクさせたりしたら、結構掛るという話しなんですけど、単独でやれば安価でできるという形があるんで、本当にタイムリーな情報が、両方から入れるという形でありますので、どうか前向きな検討をお願いしたいと思います。

それからもしも災害が起こったとき、いま広島も災害で沢山の方がボランティアで行かれています。私も前、中津市のほうにボランティアで行かせていただいたこともあるし、神戸のときも行かせていただきましたが、このボランティアの受入態勢について、どこの窓口が行うのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○副議長 山崎廣美君

総合政策課長、答弁。

○総合政策課長 栗焼憲児君

ボランティアにつきましては、地域ボランティア等を含めて、いま総合政策課のほうで取りまとめをするようにしておりますけども、災害ボランティアにつきましては、一昨年、社会福祉協議会のほうでも、そういう取り組みをされたと聞いておりますので、その社会福祉協議会のボランティアセンター等含めて、少し勉強させていただきたいと思います。

○副議長 山崎廣美君

尾澤議員。

○9番 尾澤満治君

中津もそうだったんですけど、窓口が一杯あったそうなんですよね。だから一本化しないと、社会福祉協議会とか市のどここの窓口とあったんで、そこを1つにまとめていただいて、1つの窓口で受入態勢をしていただきたい。

それからそういう待機場所もある程度考えて、やっていただきたい。本当に日本というのは素晴らしく、そういうボランティア精神がありまして、どこでも皆さん、すぐに駆けつけていただいて、やはり協力態勢でしていただけるんで、この前も東松島市と災害協定という形でありますし、本当に我々も、この豊前市がもしも、ないほうが良いんですけど、あった場合に、そういう受け入れる場所をしっかりと確保していただいて、失礼のないようにしていただくことも可能だと思いますので、そういうところも再度、検討をしていただきたいと思っております。

それから最後に、今さっき課長が言われていましたが、自主防災組織がなかなか思っ、うまくいかない部分もあるということで聞いておりますが、阪神・淡路大震災では、道路、水道それから電気、電話などの都市機能がマヒして、消防機関など防災機関の活動が困難を極めました。地域の方々が自発的に初期消火や救護活動、避難所の運営などを行ったために、災害を最小限に抑えたという形で、地域の人たちが応援をしていただいた。

その自主防災組織ですね、結構、行政のほうの方が固いというか、組織をつくらないといけないという形で、組織をつくるということよりも、何で必要なのかと、なぜ自主防災組織が必要なのかというところを再度、確認をしていただきたい。

そして今回の広島のことでもそうなんです。各小グループで、LINEで取り合ったと言うんですね。携帯電話のLINEで、どこで災害が起こっているか、こちらは行けない、こちらは危ないとか、こういう形でLINEでどんどん連絡網を取って、それで避難をしたとかいうことがありますので、そういうLINEとか。

そしてお年寄りが結構いなくなったりするんですけど、携帯にもGPS機能が付いていますが、GPS機能も、これは携帯電話会社に開示をしておかないと分からない。普段いなくなったときも、警察に行っても、開示ができないという形で、自分たちで開示をしておけば、このGPS機能を使いながら、大体今の携帯はGPS機能が付いているのでしょうか

ら、そういう機能があるとか、ある程度の集会のときに、ちょっと時間をいただいて、そういうお話をしていただき、自主防災組織が必要であるということを少しずつ皆さんに周知をしていただくことを再度、もう1回やっていただければ、今こういう災害が起こった時に皆さんやはり認識が一番あるんじゃないか、これは必要だなということが、やはり今考えられている人が多いんじゃないかなと思います。

自分たちのことは自分たちで守るんだという意識づけで、この自主防災組織を再度立ち上げる形で地域にまた自主防災組織のない所は、少しずつこういう形で災害が起こったとき、大雨が降ったとき、いつどうなるか分からないから、皆で守っていくんだよということで認識をしていただく形で、もう1回自主防災組織をつくっていない所に、また周知をしていただくことができないか、課長またお願いしたいと思いますが、どう思いますか。

○副議長 山崎廣美君

総務課長、答弁。

○総務課長 池田直明君

お答えします。防災の3原則でございます、自助、共助、公助がうまく連携を保つことで防災対策は効果を発揮すると考えられております。先程、議員さんが言われたように、過去の災害を検証しても、自分の命は自分で守る自助と、自分たちの地域は自分たちで守る共助によりまして、助けられたりする市民の割合が最も多く、特に災害が大きくなるほど、防災機関の活動能力が低下するため、その役割は、一層大きなものとなってまいります。

今回、広島市の災害等により、市民の関心も高まっております。一般市民を対象に、自主防災組織の設立の意義など、そういう説明会のなかで、機会を通じて先程言ったLINEでつながるといふ、そういうSNSサービス、こういうものの利用も含めて、育成強化を図って、警戒態勢、そういうものの整備を推進してまいりたいと考えております。どうぞ、今後ともご理解とご協力のほうを、よろしく願いいたします。以上です。

○副議長 山崎廣美君

尾澤議員。

○9番 尾澤満治君

再度、課長、よろしく申し上げます。昨日も渡邊議員から昭和19年の災害のことを聞きましたが、我々は全然知らないですね。本当にそういう豊前には災害はないと思っていたんですが、昭和19年の災害、それから昭和55年の災害という形で、やはり死者が出ている、そういうのを昔の言い伝えを伝えながら、そういう集まったときにも、そういう話をしながら、やはり豊前市でもこういうことがあったという形で話をしながら、やはり自助、共助をしていく、皆さんで、自分たちで災害から身を守っていくんだという形で、自主防災組織を確立していただければありがたいなと思いますので、どうか頑張っていた

だきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。防災につきましては、これで質問を終わらせていただきます。

次に、豊前市の魅力あるまちづくりについて、質問をさせていただきたいと思います。東九州自動車道もかなりの道が出来上がり、進捗状況もかなりスピーディにやっているかと思いますが、今の東九州自動車の開通に向けての進捗状況を教えていただきたいと思います。

○副議長 山崎廣美君

建設課長、答弁。

○建設課長 木部幸一君

東九州自動車の進捗状況についてでございます。既に議員の皆さんご承知のとおり、本年4月18日に西日本高速道路株式会社から、椎田南インターチェンジから豊前インターチェンジ、およそ7.2キロの区間の用地の遅れにより、北九州市から宮崎市の区間の全線開通時期を平成26年度中から平成28年春に延期すると発表されたところでございます。現在、用地取得については、福岡県の収用委員会で先月、8月22日に第9回目の委員会が開催されまして、結審されたところでございます。現在は、採決待ちの状況でございます。

工事の進捗状況につきましては、上毛町のほうでは、既に舗装工事を施工しております。豊前インターチェンジから東側の豊前市域についても、土木工事がほぼ完了しております。今後、舗装工事のほうに移行していく予定でございます。以上です。

○副議長 山崎廣美君

尾澤議員。

○9番 尾澤満治君

それから、いま一部道路舗装による宇島港からトラックがかなり上がって来ているという事で、これがいま上毛町のほうに行かれていますと思いますが、この豊前のほうのトラックの進路は、どのようになっているか、お伺いしたいと思います。

○副議長 山崎廣美君

建設課長、答弁。

○建設課長 木部幸一君

豊前市域のトラックの運搬コースになるかと思いますが、関係機関と協議を現在行っている状況でございまして、県道、宇島港線のループ下のほうから市道八屋荒堀線を通じて、荒堀交差点から主要な県道、市道を通じて高速道路本線に入るルートを現在検討中であるというふう聞いております。

○副議長 山崎廣美君

尾澤議員。

○9番 尾澤満治君

前回もあったんですが、トラックが数台、固まって大型トラックが入っていますので、通学路とか、そういう所に対して十分な安全対策を施していただくような対策で、前は交差点に業者さんが立って指導していただくようなこともしていただきましたので、その部分を再度、課長のほうからも、安全対策について、指導のほうをお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○副議長 山崎廣美君

建設課長、答弁。

○建設課長 木部幸一君

安全対策につきまして、適切な交通誘導員の配置、またネクスコ請負業者による運行速度、積載量の自主点検を行っていただいております。またその強化も今後していただくようなことになろうかと思っております。また、安全運行の維持管理を徹底していただくように、再度、申し込みをしたいと思っております。以上でございます。

○副議長 山崎廣美君

尾澤議員。

○9番 尾澤満治君

それからインターから降りてくるアクセス道路、県道ですね、この部分についての進捗状況について、再度お伺いしたいと思います。

○副議長 山崎廣美君

建設課長、答弁。

○建設課長 木部幸一君

県道の犀川豊前バイパスになろうかと思っておりますが、現在、事業の進捗状況については、土木工事は既に全部発注していますということでございます。今後、舗装工事、安全施設工事を発注していく予定であり、東九州自動車の平成26年度中の供用開始、豊前インターから東側になりますが、それに併せて供用開始をしたいということで、鋭意努力をしているところでございます。

○副議長 山崎廣美君

尾澤議員。

○9番 尾澤満治君

インターから降りてくるアクセス道路、犀川バイパス線ですか、それが出来上がる。これについては、また通学路もかなり変わってくるんじゃないか。その歩道を使いながら、中学生もおりてくると思います。ただそちらのほうは、しっかり道が整備されるかと思いますが、野地塔田線も、これは県道になりますが、野地塔田線も併せて一緒に整備をしていただきたい。

あそこは歩道がありませんので、そのところも併せて県のほうにも要請して、整備と一緒に併せて野地塔田線のほうもしていただくようお願いしたいと思いますが、市長、どうでしょうか。塔田線が全然整備ができていないという形で、今度新しく道ができると、学生さんの通学路になると思いますが、今でもちょっと危ないという形で言われていますので、そのところ、市長、県のほうにも要請をお願いできないか、お伺いします。

○副議長 山崎廣美君

市長、答弁。

○市長 後藤元秀君

豊前インターに接続するアクセスは1340mの国道10号線の部分と、それを南へ延びる部分、さらに東西に広がる部分がございます。野地塔田線がまさに東西に延びる路線でございますが、ここは、今でも交通量の多い所でございます。しかしながら、狭隘な所もあり、また直線ではない曲がりくねった所も、また住宅街を通っているということで、まさに通学路との重なりというのもございます。

そういう意味では、県の所管ではございますが、豊前市として福岡県のほうに、県のほうにしっかりと改善について、要望していきたいと思えます。

○副議長 山崎廣美君

尾澤議員。

○9番 尾澤満治君

市、県、別ですけど、併せて一緒に、この整備をしていただきながら、事故のないようなアクセス道路を造っていただくようお願いしておきますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それからインターから降りてくるアクセス道路と10号バイパスが重なり合うということで、あそこで交差点が出来上がるという形であるんですが、皆さん今年1年間は、開通してから大分から来られる方も降りられるという形であるんで、その豊前市の受入れ、観光案内、昨日もちょっとありましたが、本当にあそこで、どのように行くか、迷子になりそうな感じがあるんで、しっかりした観光案内板の設置をお願いしたいと思えますし、豊前の観光、求菩提とか犬ヶ岳のほうの部分も併せて観光案内をしっかりと作っていただいて、やっていきたいと思えますが、その設置状況について、ちょっとまちづくり課長、答弁をお願いします。

○副議長 山崎廣美君

まちづくり課長、答弁。

○まちづくり課長 大谷隆司君

お答えいたします。昨日もお答えいたしました。豊前インター降り口に総合誘導板を1基、それから拠点誘導板を国道10号線と交差するアクセス道路に1基、また市道八屋

荒堀線の八屋小学校付近と県道犀川豊前線の求菩提駐車場付近に道標となる案内板を各1基、その他に新規を含めました観光案内板を9箇所設置する予定で、現在、設計調査をやっているところでございます。

○副議長 山崎廣美君

尾澤議員。

○9番 尾澤満治君

観光もあるんですが、四季に応じた、またいろんなシーズンで、いろんな形があるんで、手作りでも良いんでしょうけど、そういうアピールをしていただいて、豊前市らしさをつくるような観光案内板を、また検討していただければありがたいなと思っております。

それからかなりのトラックが、タイヤに付いた土砂が散水車によって側溝に入っている部分があるんで、今回、業者さんも一部撤退という形があるんですが、その部分で、側溝に流れている土砂の排出等、最後にちょっとしっかりお願いして、地元被害がないように、課長からもお願を、答弁はよろしいです、またお願いしたいと思います。以上で道路の整備については終わります。

続きまして、観光についてです。NHK大河ドラマ軍師官兵衛がやっと九州入りされまして、視聴率も上がったということ聞いております。隣の中津市も多くの観光客が入り、中津城や合元寺それから福沢旧邸、これも福沢旧邸もかなり人が入っている。それから食事処もかなりの観光客で土・日はごった返している。そこで豊前市では観光客が、この官兵衛に対してどれくらい来られているのか、受入態勢ができてきているのか、お伺いしたいと思います。

○副議長 山崎廣美君

まちづくり課長、答弁。

○まちづくり課長 大谷隆司君

それでは、お答えいたします。黒田官兵衛の関連になりますと、豊前では、やはり求菩提が中心、特に求菩提資料館が中心だと考えております。ここでは官兵衛コーナーを設置いたしまして、直筆の資料を展示し、パンフレット等も設置しております。

受入対策といたしましては、資料館の職員や史跡ガイドボランティアの皆さんが分かりやすく解説しているところでございます。

駐車場につきましては、資料館及びキャンプ場施設内に33台、及び大型バスも駐車できる求菩提駐車場に63台整備しています。また黒田官兵衛関係のお土産コーナーが道の駅おこしかけにございます。現在、豊前市の事業所で製造販売している業者が5社ございまして、商品種類も30種類以上できております。道の駅では、官兵衛関連の商品の売り上げは好調だと聞いております。以上です。

○副議長 山崎廣美君

尾澤議員。

○9番 尾澤満治君

今回、官兵衛のいま言われましたお土産コーナー、道の駅ですか、かなり売り上げが好調だという形ですが、新しい官兵衛のお土産はどれくらいできているか分かりますか。

○副議長 山崎廣美君

まちづくり課長、答弁。

○まちづくり課長 大谷隆司君

只今説明しましたけど、市内の業者5社で商品種類が32種類、今現在、販売しております。以上です。

○副議長 山崎廣美君

尾澤議員。

○9番 尾澤満治君

その5社で32品目という形ですね、本当に官兵衛ブームでいま盛り上げているという形ではありますが、豊前には直接はないんでしょうけど、いろいろ絡みでまた一緒に、中津とコラボしながらやっていただきたいと思います。

ただ、いま中津市が、観光ボランティアがかなり皆さんで案内をしながらやっている。それから観光客対策用のGPS機能が付いた中津ナビですか、これを入れると、中津の観光を携帯で教えてくれる。GPSが付いてどこに行けば良いかという形で、いま付いていますが、このようにGPSを使った中津ナビを豊前にも取り入れることができないのか、お伺いしたいと思います。

○副議長 山崎廣美君

まちづくり課長、答弁。

○まちづくり課長 大谷隆司君

お答えいたします。今年度、新年度予算で計上しておりますが、中津ナビを定住自立圏の観光事業といたしまして、今年度、導入するようにしております。現在、システム構築を進めている状況でございます。

○副議長 山崎廣美君

尾澤議員。

○9番 尾澤満治君

そういう機能も使いながら、豊前市のPRをしていただきながら、少しでも観光客を誘致していただければありがたいなと思います。

ただ、この官兵衛の観光客とか、グリーンツーリズムがまた10月には初めてのツアーを行われるという形で、きょうもその勉強会があったということで、それから森林セラピーとか、いろんな事業があるんですが、やはりこれがいま単独で全部やられているという

形で、これを集約するために、やはり面としなければいけないんで、やはり前から僕もお願いしていますが、観光協会、しっかりとした観光協会をつくっていただいて、そこが全部集約をして、いろんな団体に振っていくというのがやはり必要じゃないかと。

いま単独で個々でやっていますが、点にしかなっていない。これを横につなげるためにも面にしていくためにも、やはり観光協会というのがしっかりして、そこに何か言えば何でも分かるという形で、そういうものがほしいと思いますが、課長、観光協会の進捗状況なり、また教えていただきたいと思います。

○副議長 山崎廣美君

まちづくり課長、答弁。

○まちづくり課長 大谷隆司君

観光協会設立に関しましては、先々月ですか、近隣の観光協会の視察をしたところでございます。今後、準備委員会を立ち上げて設立に向けて推進していきたいと考えておりますので、もう暫くお待ちいただきたいと思います。以上です。

○副議長 山崎廣美君

尾澤議員。

○9番 尾澤満治君

やはり近隣も観光協会をかなり立ち上げておられますが、やはり人ですね、人材だと思います。そのリーダーになる人が、やはりしっかりしたリーダーシップでやっていかないと、やはり観光協会もうまくいかないのではないかなという形でありますので、課長、大変だと思いますが、その人材をつくっていただいて、豊前市の観光を、しっかりした観光をPRしていただければありがたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、定住促進について、質問をさせていただきたいと思います。

市の中で、質の高い良好な住宅の整備とは、というふうにあるものを書かれていましたが、どのような質の高い住宅整備なのかということですね。我々が思っているのと都会から見た方、外から来た人たちの感覚が違うんじゃないかなと思いますが、例えば都会から来た人から見た豊前市の魅力、ここはすごい良いなと、ここは物足りないなと、不便だなと思われた、そういうアンケートを取ったことがあるのか、ちょっと課長、質問させていただきます。

○副議長 山崎廣美君

総合政策課長、答弁。

○総合政策課長 栗焼憲児君

アンケート等については、正式に取ったことはございませんけれども、先日、都市部の若者の皆さんとの交流会がございまして、その中で、豊前市について感じたことについて、今後レポート等をいただくようにしております。

○副議長 山崎廣美君

尾澤議員。

○9番 尾澤満治君

やはり人を定住させるためには、そういう我々地元だけでは分からない豊前市の魅力を、しっかり外部から見た人たちの情報を教えていただきながら、やはりそこで発進していかないといけないんじゃないかなというふうに思っていますので、アンケート等、また分かれば教えていただいて、しっかりアピールをしていただきたいなと思っております。

その関連で、空き家バンクについて、お伺いしたいと思います。

今回の豊前市に住もうというパンフレットですか、この中で、空き家バンクで入られた一番最後ページに、先輩移住者の声という形で、この空き家バンク、福岡から天和に来られた方のいろんな意見が書かれておりますが、一番この豊前が良かったのは、人間関係が一番大切だというふうに、そこに書かれていますが、やはり福岡から入って来たり、いろんな所から入って来て、思っていたのとちょっと違っていたなとかいうこともあったりするところもあると。都会とちょっと違って、人間関係ができなかった人とか、いろいろあるんですが、課長、例えば入りたいなと思った方が一定期間お試しセットで、例えば1ヶ月間とか、どれくらいかちょっと分かりませんが、お試しで住むような、そういうような移住体験の準備を行う、そういうお試しセットみたいなものをつくったらどうかなと思っておりますが、どう思われますか。

○副議長 山崎廣美君

総合政策課長、答弁。

○総合政策課長 栗焼憲児君

空き家バンクの取り組みをしております類似自治体では、そういう交流施設として整備をして、例えばひと月なり、ふた月なり、一定料金の中で、住んでいただくというようなこと、豊後高田市でありますとか、最近、上毛町のほうでも、そういう交流施設を整備したというようなことを新聞報道等で聞いております。

今後、豊前市につきましても、そういうことが、そういう施設の整備が可能かどうか、少し検討いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長 山崎廣美君

尾澤議員。

○9番 尾澤満治君

どうしても、こちらに入って来て購入されても、ちょっと違っていたということもあるんで、そういう形で契約を一定期間しながら、1ヶ月間なり2ヶ月みて、それで契約を結ぶという形でされたほうが、地域との関わり方もうまくいくのかなと思えますし、そういうところをやっていただきたい。

それから都会から来たときに、自動車の免許がペーパードライバーという方もいらっしゃるのですが、こういう田舎、豊前というのは、やはり車がないと移動ができないと思いますので、そういうペーパードライバーの方に対して、何回か自動車学校に行って、2回か3回くらいやっていただける、そういう自動車学校等と提携して、ペーパードライバーの方に教習所を助成する制度を取り組んでいただけることはできないか、お伺いします。

○副議長 山崎廣美君

総合政策課長、答弁。

○総合政策課長 栗焼憲児君

すいません。そういうことは、まだ考えておりませんでしたので、今ご提案いただきましたので、少し検討させていただきたいと思います。

○副議長 山崎廣美君

尾澤議員。

○9番 尾澤満治君

やはり高齢化で、事故が起こったら大変なんで、そういうものとか、お年寄りだったらバスに乗ってもらう、何か月間の定期券をサービスでやるとか、そういう形で、地域に慣れていただく。そういうときに助成をしていただければありがたいかなと思っております。

それから市外在住者、それから豊前出身者、ここに住んでいて市外に出ている在住者とか、豊前出身の方々の有名な方は、この前も高上君が豊前のほうに来ていただきましたが、そういう豊前出身者で都会で頑張っている芸能人とかスポーツ選手とか、そういう人たちに豊前市の魅力をアピールする、そういう制度、前もお願いしましたが、できないのか、お伺いしたいと思います。

○副議長 山崎廣美君

総合政策課長、答弁。

○総合政策課長 栗焼憲児君

現在、在外市民課というような概念で、豊前出身の方等に、いろんな情報を提供できるとか、それとか今ご提案いただきました豊前出身の著名な方に豊前をPRしていただくような仕組みでありますとか、そういうところをいろんな仕組みを含めて、いま検討しておりますので、その中で、十分検討させていただきたいと思います。

○副議長 山崎廣美君

尾澤議員。

○9番 尾澤満治君

本当に田舎暮らし、この豊前市、災害も少ない、それから食べ物も美味しい、そういう田舎暮らしの良さを、いろんな所にPRしていただきたい。豊後高田もかなり取り組んでおりまして、田舎暮らしのナンバー3の中に入っているらしいので、同じような地

域ですから、豊前も素晴らしい魅力があると思いますので、どんどんPRをしていただきたいなと思っております。

そういうところで、市長に最後、ちょっとお伺いしたいと思いますが、今回の第2次安倍内閣の目玉である地方創生という形で、やはり地方が元気を出さないと、日本も良くなってこないんじゃないかなということ、いろんな施策が入って来ると思います。ただ、今までみたいな飴玉を持って来るんじゃないかと、やはりこの地域がどうしたら良いか、こういうことをしたいんだという実際のものを持っていかないと、これからはうまくいかないんじゃないか。ただいろんな施設を、建物を造るだけじゃない、ハード、ソフトの面併せて、地方創生していかないと、国もやはり動いてくれないんじゃないかなと思いますが、市長、地方創生について、どのように考えられているか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○副議長 山崎廣美君

市長、答弁。

○市長 後藤元秀君

ご答弁申し上げます。私たち、安倍内閣発足以来、大都市は確かにアベノミクス効果もあり、元気が出てきております。その反面、地方と言われる田舎は、我々のような地域は、力を失っていつているというのが表面化してきました。896の自治体が主に地方にあるわけですが、消滅可能性があるという予測も、2042年に出ております。こういった中で、地方に力をとということで、地方創生担当大臣、石破大臣が誕生したわけでございます。

この主眼は何か、やはり政府に寄ってたかってぶら下がるという生き方では、もう限界が来ているので、やはり自分たちの地域の自立する可能性がどこにあるのか、それをどういう課題として整理し、そしてそれを夢と言いますか、政策課題として掲げる、これが大事なところではないかと思っております。

そういう意味では、これまで私たちのこの地域の特性というもの、周りと違うものを自然、風土、文化、伝統文化、人情、いろんな意味で他との違いについて、我々は学んでおります。この良いところをもっと伸ばし、足りないところを補っていく、そういう施策を具体的に詰めていかなければならない、そしてまたそれを県や国に提言していく、要望していくということになろうかと思っております。そういう意味で、議会の皆さんと一緒に力を合せながら頑張っていきたいと思っております。以上です。

○副議長 山崎廣美君

尾澤議員。

○9番 尾澤満治君

市長、本当にそういう形で、この豊前の良さをどんどん出していきながら提案をしてい

けるような施策をしていただきたい。議員も頑張っってそれに後押しをさせていただきたいと思っっております。

それで今どうしても人が集まるためには、やはり働く場所がないといけないという形で、企業誘致という形であるんですが、いま企業の一部で、東京集中機能を見直す動きがあっっている。あるA社は北海道に本社を設立し、東京と2社制に移行する。地震などの災害に備えて、総務や経理などの機能の一部を移させている。またY社は来年2015年春をめどに工場のある場所に本社機能を移したりとかいう形であるんですが、私たちの豊前市も災害が少ない、それから安心安全のまちとして、どんどんアピールしながら、それから北九州空港も近くにありますから、そういう形で企業誘致をしっかりとできる場所じゃないかなど。今までは福岡のチベットだと言われていましたが、そうじゃなくて逆の発送で、こちらは災害が少ない、それから近くには別府とか温泉もあるし、遊びに行くにも良い、そのメリットを最大限に活かせるような、今から企業誘致をどんどんやっていって、していただきたい。

企業もやはり大変な時代に来て、関東では震災が怖いんじゃないか。今までは東京一極集中で、東京に本社があれば、すごいステータスという形であったと思いますが、これからは、やはり地方の時代で、地方でやっていきながらしていくという形で、私たちも企業誘致もありますが、市長も企業誘致をどんどんしていただきながら、これからの、どうしても今の現状では市町村がなくなってくる所が本当に出てくるんじゃないかなという形で、その部分が少子化で疲弊してしまっているところが多いんですけど、逆にアイデアを出すまちは、どんどん伸びていくんじゃないかと、大いに豊前の田舎の良さを出しながらしていきたいと思っっていますので、よろしくお願ひしたいと思っいます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長 山崎廣美君

尾澤満治議員の質問が終わりました。

以上で、豊翔会の一般質問を終了いたします。

ここで、議事運営上、暫時休憩いたします。再開は放送でお知らせします。

休憩 15時00分

再開 15時29分

○議長 磯永優二君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、本日の一般質問に関する関連質問に入ります。

関連質問のある方は、挙手をお願いいたします。福井議員。

○5番 福井昌文君

関連質問で、宮田議員と豊翔会にも挙がっていますが、防災について、関連質問いたし

ます。豊前市は、東松島市と災害協定をこの前結ばれましたけど、本日、新聞またテレビ等で報道があったとおり、東松島市が集中豪雨に見舞われております。それに対して何か連絡とか、そういうのは取っているのでしょうか。

○議長 磯永優二君

総務課長、答弁。

○総務課長 池田直明君

お答えします。今朝ですね、ニュースでも東松島、石巻が集中豪雨に襲われ、100ミリを超える雨が降ったということで、私のほうから朝8時に出勤しまして、東松島の防災課長さんのほうに状況報告を聞いたところでございます。石巻がかなり局地的に降っているということで、その3キロ隣の東松島については、40ミリ程度の雨で、2時、3時くらいにピークを過ぎたということで、2、3箇所道路が冠水したというような状況だったということで、お話をしたところでございます。以上です。

○議長 磯永優二君

福井議員。

○5番 福井昌文君

安心いたしました。今後もまた夜中も、またそれ以上に降る可能性もあるかも分かりませんが、随時連絡を取って協定を結んでいるんですから、向こうにも安心した、協定した市として、やっていただきたいと思います。以上です。

○議長 磯永優二君

ほかにありませんか。渡邊一議員。

○14番 渡邊 一君

先程の尾澤議員さんの関連でございしますが、東九州自動車道の開通の予定ですけども、行橋から小倉の間は開通したようですね。豊前から行橋までの開通はまだですけど、年内そろそろオープンじゃないかと思いますが、その辺の情報はありますか。

○議長 磯永優二君

建設課長、答弁

○建設課長 木部幸一君

豊前から行橋というより、椎田南インターチェンジから行橋区間になろうかと思いますが、京都豊津インターチェンジの開通が今のところ、本年度中という話を聞いております。それに伴って、椎田南インターチェンジまで供用開始されるということになっていると聞いております。

○議長 磯永優二君

渡邊議員。

○14番 渡邊 一君

そうすると博多まで非常に近くなりますね。確か僕は12月20日ごろが開通予定だというふうに小耳に挟んだんですが、ちょっと確認してください。これは大変便利になりますので、殆どの方はご存じないようですから。

○議長 磯永優二君

建設課長、答弁。

○建設課長 木部幸一君

開通時期については、ネクスコのほうが非常に口が堅く、いくら聞いても教えていただけません。豊津京都のインターチェンジから行橋までのインターチェンジまでのプレイベントが11月23日にする予定になっております。それ以降の開通にはなろうかと思いますが、日程については、ネクスコのほうから教えてはいただけません。以上です。

○議長 磯永優二君

豊前インターは。建設課長。

○建設課長 木部幸一君

つい最近の情報でございます。日程がなかなかネクスコのほうは、国交省等ありまして、教えていただけないというところでございます。

○議長 磯永優二君

山崎議員。

○10番 山崎廣美君

防災についての関連質問で、防災無線。先程総務課長、イベントの中止は放送すると言っていましたよね。今まで豊前市管内でいろんなイベントの開催がありますよね。今度13日もあるのかな、さかな祭りが。そういうものについては、放送はしているんですか。

○議長 磯永優二君

総務課長、答弁。

○総務課長 池田直明君

お答えします。市レベルのイベントについては、現在、防災無線での使用は考えておりません。規定ではしないということで、ただし、イベントが中止になる、変更になるということについては、活用していこうということになっています。これについては、多くのイベントがありますので、これをすると、また毎日のように放送が流れるということもございますので、現在のところは、それについては、ちょっと制限を掛けているところでございます。

また、地域のそれぞれのイベントがございますが、同じような考えで、使用については中止、変更についてのみ現在活用させていただいているところでございます。以上です。

○議長 磯永優二君

山崎議員。

○10番 山崎廣美君

折角あるんよね。そりゃイベントは沢山あるかも分かりませんが、当然、それはもう主体性、行政だけではなくて、極端に言えば、各地区がいろんなイベントをしているじゃないですか、今度20日に横武地区があるのかな、げんき祭りか何か。だから全体にしなくても、地区ごとで放送はできないんですか。そういうものがあるときには。

○議長 磯永優二君

総務課長、答弁。

○総務課長 池田直明君

今の基準では、イベントの当日の開催については使用はしないということ、地域のイベントについても、同じような考え方でまとめてございます。

○議長 磯永優二君

山崎議員。

○10番 山崎廣美君

その基準は、どうやって作ったかよく分からんけどね、ただ防災無線を有効に使いましょうということなんよね。だからそれも少しやはり検討する余地はあるんじゃないかな。実際、そりゃ中止も良いんやけど、結構いろいろあるじゃない。全部が全部のイベントをしなさいとかいうんじゃないで、当然それは、さかな祭りでも豊前市振興のためにあるんだから、放送しても良いんじゃないかなと私は思うんよ。いま言った混雑するということは、私はないと思うよ。

極端に言ったら、各地区でいろんなイベントがあるんよ。岩屋地区だけ放送すれば良いことであって、かえって嬉しいんじゃないかな。だからあんまり型にはまってしまうと、折角の、私は有効利用しましょうということであるんだから、年に何回放送しているのか知らんけどね、あんまりしてないじゃないですか。だからそういうものも検討したらどうですかということを言っていますし、当然それは今後やはり角田の全体のいろんなイベントがあつたら、区長会から要請があつたら、それは今こういうことですからということで、もう蹴るんですよね。もしあつた場合は。

○議長 磯永優二君

総務課長、答弁。

○総務課長 池田直明君

お答えします。今のところ、その内規に従ってお願いをしておりますが、ご指摘をいただいた件もございます。また地域によっては、いろんな考え方もあろうかと思っておりますので、この件については、各校区の区長会のほうにもお諮りして、それぞれご意見を聞いて、したいという所については、そういう形の考え方で、また見直しを検討したいと考えております。以上です。

○議長 磯永優二君

山崎議員。

○10番 山崎廣美君

折角あるんだから、そういうものについては、できるものであれば、使えるものであれば、そういうことを考えて有効に使っていただきたいなと思います。終わります。

○議長 磯永優二君

ほかにありませんか。鎌田議員。

○6番 鎌田晃二君

安江議員の市バスの10年後ということで、総務課長のほうが、10年後、また新たな手段という話をされたんですが、どういうことを考えられているんですか。

○議長 磯永優二君

総務課長、答弁。

○総務課長 池田直明君

お答えします。これにつきましては、以前にも一般質問でご質問がございました内容がありますが、デマンド交通というのがございます。電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態でございますが、交通手段の選択として需要が分散している場合、現在、需要が一定量見込めるということで定期路線バスを走らせているわけですが、10年後需要が減って分散したときに、一定路線に車を走らせるというのは、かなりのコストが掛りますので、そういう分散した形態には、現在考えながら、このデマンド交通が予約型のバス、タクシーを使ってのこういう手段が一番良いのではないかとこのふうに、現在検討しているところでございます。以上です。

○議長 磯永優二君

鎌田議員。

○6番 鎌田晃二君

八女市のほうに視察に行ってきました。デマンド交通の視察に行ったんですけど、やはりかなりお金が掛りますね。さっき総務課長が言われたとおりなんですけど、段々と、最初はマイカーで買い物とか病院に行けていたんですけど、もう全然行けなくなって、デマンドという形で対応しているみたいです。

買い物もやはり買った物を福祉バスだったそうですけれども、やはり長い距離を歩いてバス停に行って、また買い物して、また家の戻るというのは、凄く大変だったらしいんですね。それでデマンドという形にしたらしいんですけれども、やはり過疎対策事業債というのをを使って、やっと今までの福祉バスと同じくらいの値段でできているみたいなんですけど、近隣では、みやこ町とか上毛とか築上町が過疎債を受けているみたいなんですけど、この豊前市はこれに適用するような過疎が進んでいって、そういうことはないんですか。要

件というのは、どんなふうになっていますか。

○議長 磯永優二君

財務課長、答弁。

○財務課長 諫山喜幸君

過疎の地域の指定ですが、国勢調査を基にした人口要件、それから財政力の要件が2つございます。財政力の要件もクリアして、かつ国勢調査人口の要件も4つくらいありましたが、そのどれか、要は両方とも1つずつでもクリアしておかないといけないということでございました。

本年4月ですか、改正がございまして、こちらのほうでも試算をしたんですが、財政力要件についてはクリアしておりました。ただし高齢者人口の減少率とか国勢調査を基にした人口要件全てにおいて、その基準を満たしてなかったということでございます。

○議長 磯永優二君

鎌田議員。

○6番 鎌田晃二君

今の感じで人口の推移とか、そういった形で、いつ、その人口の要件もクリアできそうですか。なりそうですか。そういうのは分かりますか。このまま人口が減っていったときに、この過疎債の人口要件もクリアするような形になりそうですか。もし過疎債という形になれば。

○議長 磯永優二君

財務課長、答弁。

○財務課長 諫山喜幸君

今度、27年に国勢調査が行われるようになっておりますので、それを見てからでないと、ちょっと分かりませんが、この26年の今度の改正が国の付帯決議によって3年後に22年度国調を入れるということで、それまで付帯決議が付いていたということでありますので、今後なければもう現状のとおり、今のまま平成30何年に時限立法として終わるようになっていたと記憶しております。

○議長 磯永優二君

鎌田議員。

○6番 鎌田晃二君

私も視察に行ってから、やっぱり過疎債がないと、かなりお金が掛るなと思ったんですよ。豊前市もこれからデマンド的なことをしなければ。商店街と組んで、商店の方がタクシーチケットを出して店に来てもらうとか、いろいろやっているんですね。選挙のときは、選管のほうがお金を出して投票に来てもらうことまでやっているんですよ。いろんな使い方。見守りのときは、誰々は、きょうは病院に行く日なのに電話が掛けてこないと

ということで、電話したら倒れていたとか、見守りにもつながっているんですね。

だから物すごく良いんですけど、ただ、今の財政から見て、過疎債を使わないと厳しいのかなと、視察に行って感じたものですから、もう豊前市が本当に高齢化が進んできたときに、この過疎債を使えて、デマンドに持っていけたら良いなと思ったものですから、ちょっと質問してみました。以上で終わります。

○議長 磯永優二君

ほかにありませんか。黒江議員。

○1番 黒江哲文君

それでは、尾澤議員の空き家バンクについての関連質問を行いたいと思います。いま豊前市のほうでは、空き家バンクは大変評価をいただいているという話を聞いているわけでありますが、現在、空き家はどれくらいあって、そして移住可能な件数がどのくらい、そして登録件数はどのくらいか、分りましたら、お願いします。

○議長 磯永優二君

総合政策課長、答弁。

○総合政策課長 栗焼憲児君

空き家の数は、生活環境課のほうになりますので、今の登録状況だけ、お答えさせていただいていいでしょうか。

(黒江議員、頷く)

現在、空き家バンクに登録しております件数は116軒、その内、契約が成立しておりますのが50軒ございます。現在の状況はそういうところでございます。

○議長 磯永優二君

黒江議員。

○1番 黒江哲文君

私が知っている分につきましては、空き家が650軒ほどありまして、そして移住可能な所は300軒というふうな認識であります。これについて、かなり件数がありまして、100件と実績を挙げているわけですが、この分につきましては、トラブル、問題等はないでしょうか、お尋ねします。

○議長 磯永優二君

総合政策課長、答弁。

○総合政策課長 栗焼憲児君

やはり移住というか、移り住んできた方と地元の方との間の若干のトラブルでありますとか、あと賃貸した後の支払いのトラブルでありますとか、幾つかのトラブルはございます。

○議長 磯永優二君

黒江議員。

○1番 黒江哲文君

そうですね、件数も大変多いという中で、嘱託の職員が管理をしているということですよ。大変その方の実績も良いんだろーと思います、一人では大変困難にはなっているかなと思いますが、この辺については、利用者のほうに確認をとって、不動産を入れるか入れないかということを訪ねているような傾向があるかと思いますが、基本的には不動産を入れるという形にしたほうが良いのではないかと思います、その辺については、いかがですか。

○議長 磯永優二君

総合政策課長、答弁。

○総合政策課長 栗焼憲児君

そうですね、他の事例を聞きますと、例えばもう登録するときに、既に不動産の方を、仲介の方を入れてというような仕組みを持っている所もございます。ご指摘の通り、件数が増えてきますと、やはり少し従来のやり方を変えていかないと、今後厳しいかなというふうな認識がございます。

○議長 磯永優二君

黒江議員。

○1番 黒江哲文君

是非その辺については、統一性を持たれたほうが良いかなと思います。

それと650軒ありまして、その中で300軒ということですが、これから取り組んでいくにあたり、やはりいろんな問題が生じてくるかなと思いますが、その辺についての問題等、トラブルはありませんか。

○議長 磯永優二君

総合政策課長、答弁。

○総合政策課長 栗焼憲児君

1つはですね、利用可能なものが300軒程度というところがあるんですが、登録をしていただかないと、なかなかご紹介することができませんので、そういう登録物件が段々少なくなっているということで、いま各地区の区長会に登録できる物件のご紹介をいただきたいということで、お願いにしているところでございます。

またよその例では、少しは手を入れないと、もう住めるものが段々少なくなってきましたので、そういうリフォームに対する補助とか、そういうことをやっている自治体もございますので、そういうところは、今後検討すべき点かなというふうに考えております。

○議長 磯永優二君

黒江議員。

○1番 黒江哲文君

これからこの650軒の中から300軒、取り組むにあたって、私の認識では、片づけをする人がいないとか、仏壇等の問題が、というふうなことの認識であるわけですが、その辺の対応は、どのようにやっていますか。

○議長 磯永優二君

総合政策課長、答弁。

○総合政策課長 栗焼憲児君

おっしゃるとおりで、いま片付けがなかなかできないというような物件については、例えばシルバー人材センターさんをご紹介したり、それから仏壇については、ケースバイケースで、いろいろあるんですけども、地元の方にお寺さんを紹介していただいて、動かせるようにするとか、そういう出来る範囲での取り組みはしております。

○議長 磯永優二君

黒江議員。

○1番 黒江哲文君

その辺の片づけ、またお寺さんの協力というのは、良いんじゃないかなと思います。この分については、私、課長と話していただいた資料であります、きょうは尾澤議員の質問ということで、この資料は持たれていたほうが良いんじゃないかなというふうに思うところであります。

また、この実績のほうは大変良いということですが、今の現状の問題を解決して、さらなる良い実績を残していただきたいと思います。頑張ってください。以上です。

○議長 磯永優二君

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で一般質問に対する関連質問を終わります。

本日の日程は、全て終了いたしました。

よって、本日は、これにて散会いたします。ご苦労さんでした。

散会 15時50分